

官報号外

平成二十七年五月二十一日

○第一百八十九回 参議院会議録第一十号

平成二十七年五月二十二日(金曜日)

午前十時一分開議

○議事日程 第二十号

平成二十七年五月二十二日

午前十時開議

第一 水銀に関する水俣条約の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)

第二 農林水産省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出 衆議院送付)

○本日の会議に付した案件

一、個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律案

(趣旨説明)

以下 議事日程のとおり

○議長(山崎正昭君) これより会議を開きます。

この際、國家公務員等の任命に関する件についてお諮りいたします。

内閣から、食品安全委員会委員、国家公安委員会委員、預金保険機構理事、公害等調整委員会委員、日本銀行政策委員会審議委員、労働保険審査会委員、中央社会保険医療協議会公益委員、運輸審議会公認委員、労働保険審査会委員及び原子力規制委員会委員の任命について、投票ボタンをお押し願います。

平成二十七年五月二十二日 參議院会議録第二十号 国家公務員等の任命に関する件

いて、本院の同意を求めてまいりました。
これより採決をいたしました。

まず、食品安全委員会委員に佐藤洋君、石井克枝君、堀口逸子君及び村田容常君を、公害等調整委員会委員に山崎勉君及び野中智子君を、労働保険審査会委員に渡邊英寿君を任命することについて採決をいたします。

内閣申出のとおり同意することとの賛否について、投票ボタンをお押し願います。

(投票開始)

○議長(山崎正昭君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

○議長(山崎正昭君) 投票の結果を報告いたしました。

(投票終了)

○議長(山崎正昭君) 投票の結果を報告いたしました。

(投票開始)

○議長(山崎正昭君) 間もなく投票を終了いたしました。——これにて投票を終了いたします。

○議長(山崎正昭君) 投票の結果を報告いたしました。

(投票終了)

○議長(山崎正昭君) 投票の結果を報告いたしました。

(投票開始)

○議長(山崎正昭君) 間もなく投票を終了いたしました。——これにて投票を終了いたします。

○議長(山崎正昭君) 投票の結果を報告いたしました。

〔投票開始〕
○議長(山崎正昭君) 次に、食品安全委員会委員に山添康君を、日本銀行政策委員会審議委員に布野幸利君を、運輸審議会委員に松田英三君を、原子力規制委員会委員に更田豊志君を任命することについて採決をいたします。

内閣申出のとおり同意することとの賛否について、投票ボタンをお押し願います。

(投票開始)

○議長(山崎正昭君) 間もなく投票を終了いたしました。——これにて投票を終了いたします。

○議長(山崎正昭君) 投票の結果を報告いたしました。

(投票終了)

○議長(山崎正昭君) 投票の結果を報告いたしました。

(投票開始)

○議長(山崎正昭君) 間もなく投票を終了いたしました。——これにて投票を終了いたします。

○議長(山崎正昭君) 投票の結果を報告いたしました。

(投票開始)

○議長(山崎正昭君) 間もなく投票を終了いたしました。——これにて投票を終了いたします。

○議長(山崎正昭君) 投票の結果を報告いたしました。

〔投票開始〕
○議長(山崎正昭君) 次に、預金保険機構理事に小幡浩之君を、中央社会保険医療協議会公益委員に荒井耕君及び野口晴子君を任命することについて採決をいたします。

内閣申出のとおり同意することとの賛否について、投票ボタンをお押し願います。

(投票開始)

○議長(山崎正昭君) 間もなく投票を終了いたしました。——これにて投票を終了いたします。

○議長(山崎正昭君) 投票の結果を報告いたしました。

(投票終了)

○議長(山崎正昭君) 投票の結果を報告いたしました。

(投票開始)

○議長(山崎正昭君) 間もなく投票を終了いたしました。——これにて投票を終了いたします。

○議長(山崎正昭君) 投票の結果を報告いたしました。

(投票開始)

○議長(山崎正昭君) 間もなく投票を終了いたしました。——これにて投票を終了いたします。

○議長(山崎正昭君) 投票の結果を報告いたしました。

〔投票開始〕
○議長(山崎正昭君) 次に、預金保険機構理事に小幡浩之君を、中央社会保険医療協議会公益委員に荒井耕君及び野口晴子君を任命することについて採決をいたします。

内閣申出のとおり同意することとの賛否について、投票ボタンをお押し願います。

(投票開始)

○議長(山崎正昭君) 間もなく投票を終了いたしました。——これにて投票を終了いたします。

○議長(山崎正昭君) 投票の結果を報告いたしました。

(投票終了)

○議長(山崎正昭君) 投票の結果を報告いたしました。

(投票開始)

○議長(山崎正昭君) 間もなく投票を終了いたしました。——これにて投票を終了いたします。

○議長(山崎正昭君) 投票の結果を報告いたしました。

(投票開始)

○議長(山崎正昭君) 間もなく投票を終了いたしました。——これにて投票を終了いたします。

○議長(山崎正昭君) 投票の結果を報告いたしました。

〔投票開始〕
○議長(山崎正昭君) 次に、原子力規制委員会委員に伴信彦君を任命することについて採決をいたします。

内閣申出のとおり同意することとの賛否について、投票ボタンをお押し願います。

(投票開始)

○議長(山崎正昭君) 間もなく投票を終了いたしました。——これにて投票を終了いたします。

○議長(山崎正昭君) 投票の結果を報告いたしました。

(投票終了)

○議長(山崎正昭君) 投票の結果を報告いたしました。

(投票開始)

○議長(山崎正昭君) 間もなく投票を終了いたしました。——これにて投票を終了いたします。

○議長(山崎正昭君) 投票の結果を報告いたしました。

(投票開始)

○議長(山崎正昭君) 間もなく投票を終了いたしました。——これにて投票を終了いたします。

○議長(山崎正昭君) 投票の結果を報告いたしました。

平成二十七年五月二十二日 参議院会議録第二十号

議事日程追加の件個人情報の保護に関する法律案(趣旨説明)する法律の一部を改正する法律案(趣旨説明)

律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する

—

○議長(山崎正昭君) 間もなく投票を終了いたします。
す。――これにて投票を終了いたします。

投票
総数
三百三十七
百五十五
八十二

「投票者氏名は本号末尾に掲載

○議長(山崎正昭君)この際、日程に追加して、個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律案について、提出者の趣旨説明を求めたいと存じますが、御異議ございませんか。

○議長(山崎正昭君) 御異議ないと認めます。国務大臣山口俊一君。

○国務大臣(山口俊一君) 個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明申上げます。

個人情報の保護を図りつつ、近年の飛躍的な情報通信技術の進展に対応したパーソナルデータ及び個人番号の適正かつ効果的な活用を積極的に推進をすることにより、活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するために、個人情報の範囲を明確にするとともに、個人情報を加工することにより安全な形で利活用できるようとする匿名加工情報の取扱いについての規律を定め、これら

個人情報等の取扱いに関する監督を行う個人情報保護委員会を設置するほか、預金等に係る債権の額の把握に関する事務を個人番号利用事務に追加する等、個人情報等に係る制度について所要の改正を行う必要があります。

次に、法律案の内容につきまして、その概要を御説明申し上げます。

第一に、個人情報の範囲を明確にするため、特定の個人の身体の一部の特徴を変換した符号、個人に発行される書類に記載された符号等のうち政令で定めるものが含まれるものと個人情報を位置付けることとしております。

第二に、本人に対する不当な差別又は偏見が生じないよう人に種、信条、社会的身分、病歴等が含まれる個人情報の取扱いについての規定を整備をすることとしております。

第三に、安心、安全なパーソナルデータの利活用を推進をするため、特定の個人を識別することができないよう個人情報を加工し、かつ、その個人情報を復元できないようにしたものを匿名加工情報と定義をし、その加工方法を定めることもに、その取扱いについての規定を整備をすることとしております。

第四に、近年深刻化している個人情報漏えい事案への対応として、個人情報の第三者提供を受けた際に取得経緯等の確認及び記録の作成等を義務付けるとともに、不正な利益を図る目的により個人情報データベース等の提供をした際の罰則を整備をすることとしております。

第五に、個人情報の適正な取扱いを確保すべく、その取扱いを行う事業者等を一元的に監視、監督する体制を整備をするために、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律を根拠とする特定個人情報保護委員会を改組して個人情報保護委員会を設置することとし、その組織や所掌事務等についての規定を整備をすることにいたしております。

第六に、企業活動のグローバル化に伴う個人情報の適正かつ円滑な流通を確保するため、外国にある第三者に個人データを提供する場合についての規定を整備をするとともに、外國事業者等が、国内にある者に対する物品又は役務の提供に関する事務等における個人番号の利用など、個人番号の利用範囲を拡充することも、地方公共団体が個人番号を独自に利用する場合における情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携等について所要の規定を整備をすることにいたしております。

第七に、個人番号の利活用を推進をため、預金保険機構における預金等に係る債権額の把握に関する事務や健康保険組合が行う特定健康診査等に関する事務等における個人番号の利用など、個人番号の利用範囲を拡充することも、地方公共団体が個人番号を独自に利用する場合における情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携等について所要の規定を整備をすることにいたしております。

以上のほか、所要の規定の整備を行ふことになりました。

以上が、この法律案の趣旨でございます。

(拍手)

○議長(山崎正昭君)　ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がござります。順次発言を許します。

上野通子君。

〔上野通子君登壇、拍手〕

○上野通子君　自由民主党の上野通子でございます。

私は、自由民主党、公明党を代表しまして、ただいま議題となりました個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律案について、山口大臣に質問いたします。

本法案は個人情報保護法とマイナンバー法の改正から成り立っていますが、どちらも利活用の促進と個人情報の保護をいかに両立するかという点が主題となっています。経済の活性化や行政サービスの

ビスの効率化のためには、個人情報を適切に使えるような仕組みが必要です。他方、個人情報を勝手に利用されたり、悪用されたりする事態は防がなければなりません。

この二つを両立するためには、まず個人情報の定義が明確でなければなりません。個人情報に当たるか否かが明確でないグレーゾーンが多くれば、個人情報を使う側にとっても、守る側にとっても不安が広がってしまい、萎縮効果や過剰反応が生じかねません。また、技術の進歩とともに、何が個人情報に当たるのかも常に見直していく必要があります。

そのため、本法案では、個人情報をより詳細に定義するとともに、個人識別符号について該当するものを政令で定めることになっています。法律よりも政令の方がより具体的に、かつ臨機応変に書けますから、政令で定めるのは適切な措置だと考えます。ただし、政府においては、できるだけ実態に即した、万人に分かりやすい言葉で定義を書いていただきたいと思います。個人情報の定義の明確化について、政府としての考え方を伺います。

さらに、個人情報の定義を明確にすることに加えて、それを事業者や国民に広く周知することも重要です。特に私は、教師としての経験から、学校での取組が大切だと考えます。学校における情報モラル教育を充実し、その一環として、未成年の段階から個人情報保護について理解を深めるべきだと考えます。そのことが国民全体の情報リテラシーの底上げにつながるからです。

そこで、政府として、個人情報保護についての理解を深めるために、青少年の段階からどのような啓発活動が重要と考えておられるのか、お伺いします。

次に、個人情報の利用方法に問題があつた場合の苦情や相談の処理について伺います。

本法案では、個人を特定できないようにした

ビッグデータの利用や、個人情報の利用目的の変更について、利用促進という観点からの改正が行われます。これによつて新たな産業の創出などの効果が期待できるわけですが、一方、新たなビジネスにはトラブルも付き物です。

利活用の拡大に伴つて消費者からの苦情や相談が増えることも十分に予想されますが、苦情や相談の処理について今後どのように体制を強化していくのか、お尋ねします。

最後に、法案のもう一つの柱であるマイナンバーについて伺います。

いよいよ今年十月から、住民票を持つ全ての人を対象にして個人番号の通知が始まります。これは子供も対象となります。まだ判断能力が十分でない子供が不用意に自分の番号を他人に知らせてしまうことがないよう細心の注意が必要です。

本法案では、医療や金融分野でのマイナンバーの利用拡大が行われます。今後、利用範囲の更なる拡大も検討されます。利用範囲の拡大に伴い、未成年の個人番号を保護する対策的重要性も増してくると考えますが、政府の取組をお尋ねします。

さて、今年の十月以降、個人番号が身近な存在になるに従つて、我々の日常生活の中で個人情報の保護について判断が迫られる場面が増えてきます。政府としても是非十分な対策を講じていただきたいことをお願いいたしまして、私からの質問とさせていただきます。(拍手)

〔國務大臣山口俊一君登壇、拍手〕

○國務大臣(山口俊一君) 上野通子議員にお答えをいたします。

個人情報の定義の明確化に関する政府の考え方についてのお尋ねがございました。

今回の法案は、情報通信技術の進展を踏まえ、パーソナルデータの利活用を促進する観点から、新たに個人識別符号といふ類型を定めまして、事業者等が萎縮しないように法律の保護対象を明確化をするといふふうなことにいたしてお

ります。この個人識別符号を具体的に政令で定めると当たりましても、社会実態等もしつかり踏まえ、その規定ぶりも含めてできる限り明確になります。青少年に対する個人情報保護に関する啓発活動についてお尋ねがございました。

I C T が国民の生活等にとつても不可欠な社会基盤となつてゐる中、政府としても国民全体の情報リテラシーの向上が重要と認識をしております。

特に、青少年に関しては、自分の個人情報がどう

のように事業者に利用されているのか、また、自分

の個人情報を守るためにどのような手段がある

のかといった点につきまして、具体的な事例も示

しながら丁寧に啓発をしていくことが重要と認識

をいたしております。

個人情報に関する苦情、相談の処理体制につい

てのお尋ねがございました。

今回の法案によりまして新たに設置をする個人

情報保護委員会におきましては、国民からの個人

情報に関する苦情、相談を円滑に処理できますよ

うに、人員等を含め体制を強化をするとともに、

認定個人情報保護団体あるいは国民生活センター

などと連携協力を図ることによって苦情処理に万

全を期してまいりたいと考えております。

未成年の個人番号を保護するための政府の取組

についてお尋ねがございました。

本年十月から未成年を含む全住民へのマイナン

バーの通知が始まり、来年一月から社会保障、

税、災害対策の各分野の行政事務でマイナンバー

の利用が開始をされることから、未成年者につきましても、制度の周知、広報が大変重要なと考えております。

政府としても、今後、きめ細やかな広報を推進

が行われるように働きかけるなど、未成年者への効果的な広報を実施をしてまいりたいと考えております。以上でございます。(拍手)

○議長(山崎正昭君) 大久保勉君。

〔大久保勉君登壇、拍手〕

○大久保勉君 民主党・新緑風会の大久保勉で

ただいま議題となりました個人情報保護法案及びマイナンバー法改止法案について、会派を代表して質問させていただきます。

二〇一一年二月に、ダボス会議で有名な世界経済フォーラムは、パーソナルデータ・新たな資産の誕生というレポートの中で、パーソナルデータは新しい石油である、二十一世紀の価値ある資源であると表明しました。

今回の個人情報保護法の改正は十年ぶりの大改正です。この間、世界はコンピューター時代からパーソナルデータなどのビッグデータ時代に変わろうとしています。同法が個人情報の保護と利活用のために十分な対策を盛り込んだ内容になつているのか、またパーソナルデータをめぐる世界的な競争の中での日本政府の対応は十分であるかという観点で、以下質問します。

安倍内閣は、二〇一三年六月十四日に、世界最先端IT国家創造宣言を閣議決定しました。その

中心的な役割を担う山口IT担当大臣の職務について質問します。

山口大臣の担当分野は幾つあるのでしょうか。ちなみに、内閣府ホームページ英語版に記載されている山口大臣の担当職務は七つあります。沖縄及び北方担当、消費者及び食品安全担当と続く

中、IT政策は五番目に記載されています。世界最前端を宣言する国のIT担当大臣の職務がそ

の程度の優先度であれば、世界中に間違つたメッセージを与えます。本当にIT分野で世界最前端を目指すならIT専任大臣を設けるべきと考えま

すが、菅官房長官に御所見を伺います。

今回の個人情報保護法案は、ベネッセ事件で簿屋による個人情報の漏えい問題が明らかになりましたが、その対策が盛り込まれております。個人情報の定義を明確化して一層の個人情報保護を図る必要があります。一方、ビッグデータなど匿名加工したデータの利活用を促進するという二つの相反する要素に対し、いかに折り合いを付けていくかが最大のポイントです。

第三者機関である個人情報保護委員会を設置して、利害の調整を図ろうという試みは評価できますが、個人情報保護委員会の組織や機能の詳細は政省令に譲るという点は不安が残ります。また、国の各分野の主務大臣権限を個人情報保護委員会に集約して、一元的に個人情報の保護と利活用を図るとしています。極めて強い権限が個人情報保護委員会に付与されている以上、適切な説明責任が課されるべきです。同委員会の決定事項のみならず、その決定に至つた同委員会の議事録は速やかに公開されるのか、山口担当大臣に質問します。

あわせて、委員長や専門委員の強い権限とバランスを取るために、利害関係者との接觸、利益相反行為に対して強い行為規制を掛けるべきと考えますが、御所見をお尋ねします。

次に、パーソナルデータの越境移転に関する質問します。

E U では、域内の個人情報の移転を許可する国際的標準として、独立性の強い情報保護機関の設置等、十分な個人情報保護制度が確立していることが条件です。そのため、E U 進出の日系企業は、子会社の顧客情報、従業員情報を日本で二元管理することができます。現在、競争上不利な状態にあります。そこで、今回の改正法で、E U の十分性認定基準を取得するためには、今後どのような手続どのくらいの時間がかかるか、山口担当大臣に質問します。

次の課題として、日本人の個人情報をE U と同

様に日本政府がしつかり守つていくべきという観点から質問します。

今回の法案では、パーソナルデータの越境移転に関し、企業間の契約並びにグループ企業の規則等で十分な保護が担保されておれば外国事業者への移転を認めるという仕組みを導入しています。外国事業者との契約が、日本法かEU等の十分な個人情報保護制度を持つ国の法律を準拠法しない限り個人情報保護の強制ができません。この点に関する政府の認識を山口担当大臣に質問します。

個人情報から特定の個人を識別することができないよう加工すれば第三者への提供が可能となっています。個人を識別できなくても、特定の会社構成員、政党構成員、団体構成員等の匿名加工情報を第三者が知ると、当該会社、政党、団体は大きな損害を被るおそれがあります。特定の法人、団体の匿名加工情報の第三者提供は事前の承諾がある場合を除いて禁止できるか、山口担当大臣に質問します。

マイナンバー制度導入のロードマップと実施上の問題に関して質問します。

ロードマップでは、二〇一七年七月よりマイナーポータルの地方自治体との連携が開始します。全国の地方自治体を巻き込む一大ITプロジェクトです。予定どおり全國の地方自治体で同時に開始することができるか、また、そのため政府はどのような対策を行っているのか、高市総務大臣に質問します。

マイナーポータルで個人はインターネットを通じて簡単に公的個人認証が可能になる一方、悪意を持つた第三者が侵入してくるリスクもあります。情報連携に多くの地方自治体も参加しますので、サイバーセキュリティの点で脆弱性があると指摘もあります。政府のマイナーポータル全体のサイバーセキュリティーに関して、今後の対策と必要

予算、人員に対しても山口担当大臣に質問します。

インターネット等のサイバー空間での個人情報保護に関して質問します。

近年、日本国内でもインターネット検索、電子商取引、SNS等の利用が進み、私たちのパーソナルデータが知らず知らずに蓄積されています。二〇一〇年十月、当時グーグル社のCEOであったエリック・ショミット氏は、米国の経済誌のインタビューの中で、我々はあなたがどこにいるか知っている、どこにいたかも知っている、あなたが考えていることもおおよそ把握していると語りました。また、米国シリコンバレーの格言には、あなたがそれにお金を払わないなら、あなたはもはや顧客ではなく、あなたが商品として売られるだけだというものがあります。

インターネット検索、電子商取引、SNS等は、一握りの米国巨大IT企業が独占しており、全世界のパーソナルデータがそれらの米国企業に集積されつつあります。個人情報保護やEU域内のIT企業の育成の立場から、EUはこのことに強い危機感を持ち、その結果、前述の十分性認定に対する独占禁止法の適用とつながっております。

このようないくつかの危機意識を日本国政府も共有すべきと考えますが、菅官房長官に御所見をお尋ねします。

さらに、忘れられる権利確立のために民法等関係法令を将来改正すべきと考えますが、上川法務大臣の御所見をお尋ねします。

また、EU同様に、インターネット検索等、日本における独占禁止法適用の可能性とその要件について、検索ワードやアクセス先等を大量に収集し分析することにより、政府組織の傾向が推定される可能性があることが指摘されていることは承知しております。情報の適正管理の在り方について不斷の取り組みを行つております。

見直しを行うことは極めて重要であると答弁されました。後日、質問主意書で明らかになつたことは、インターネット検索の利用について、閲覧履歴データの削除等、いわゆるクッキーに対する取扱規則は作成しておらず、またインターネット検索利用に対する取扱ガイドラインも作成していないことです。

予算委員会での安倍総理や菅官房長官の懸念表明にもかかわらず、これらの点に対して何ら対策を打てていないのは政府の怠慢ではないのでしょうか。早急に関係者に具体的な対策を練るように指示すべきと考えますが、菅官房長官の御所見をお尋ねします。

今年の税制改正で、電子書籍や音楽ダウンロード等、インターネット配信に関する消費税に関することとなりました。具体的には、国内外判定基準を変更し、海外事業者の日本国内居住者のインターネット配信に消費税を課税することとなりました。昨年秋に、私ども民主党並びに野党各党が共同して議員立法を参議院に提出したことでも、府に対応を迫つた一面もあります。

税法上の国内外判定基準の見直しと同様に、インターネット検索、電子商取引、SNS等に関する日本国内利用者のパーソナルデータ取得に関して、グーグルや他のIT企業の利用規約の準拠法を日本法と定めるよう強制することが可能であるか、山口担当大臣に質問します。

もうこのことが可能でないとするならば、どのような立派な個人情報保護法を作つたとしても、インターネット等サイバー空間では絵に描いた餅にすぎないと指摘しておきます。

最後に、政府の対応に苦言を申し上げたい件があります。

私は、この事件の一か月以上前の三月九日にドローンに関する質問主意書を提出しました。ドローンを使った航空撮影、警備及び配達等、商業利用を検討する動きもあり、航空法、道路交通法、民法、個人情報保護法及び電波法等、既存の法体系との調整を速やかに行う必要が生じています。

それを指摘して、三項目の質問を行いました。ことを指摘して、三項目の質問を行いました。

そこで、対する安倍総理の答弁は、いわゆる小型無人機の日本国内での販売及び利用規模について、全体としては把握していないと他人事のように回答で、また、米国連邦航空局が平成二十七年二月十五日に小型無人機に関する規則案を公表したことについては承知しているが、政府としては、いわゆる小型無人機に関する法整備及び規制については、ロボット新戦略において、運用実態の把握を進め、公的な機関が関与するルールの必要性や関係法令等も含め、検討を進めていくとした。昨年秋に、私ども民主党並びに野党各党が世界最先端IT国家の対応とは思えないほど具体性に欠くものでした。

ドローンの急速な技術革新や利用規模等への不十分な認識と法的対策の遅れが今回の事件を誘発したという認識が政府にあるのか、菅官房長官に質問します。

今回の事件に関して、あつものに懲りてなまずを吹く方式の過剰規制となり、日本の技術革新を止めることにならないよう、政府・与党に警告して、私の代表質問を終わります。(拍手)

(国務大臣山口俊一君登壇、拍手)

○國務大臣(山口俊一君) まず、私の方から大久保議員にお答えをさせていただきます。

個人情報保護委員会の議事録の公開についてお尋ねがございました。

委員会の運営規程につきましては、個人情報保護委員会の設置後に定めることとしておりまして、議事録の取扱いにつきましても、運営規程の作成段階におきまして、海外のデータ保護機関等

官 報 (号 外)

における取扱いも参考としながら検討することといたしております。

個人情報保護委員会の委員長や専門委員による利害関係者との接触や利益相反行為に対する行為規制についてお尋ねがございました。

今回の法案におきましては、他のいわゆる三条委員会と同様に、委員長について、利害関係者を含むいかなる主体からも独立をしてその職権行使をするとして、営利目的の業務に従事すること等を禁止することにいたしております。

また、委員長及び専門委員について、秘密保持義務及び当該義務違反への罰則を設けているところでありまして、委員長や専門委員による利害関係者との接触や利益相反行為に対する行為規制につきましては、十分に整備をされているものと認識をいたしております。

EUの十分性認定の手続と取得に必要な時間についてのお尋ねがございました。

EUの十分性認定の基準につきましては、明確に示されたものはありませんが、これまで公表されている資料等から、基準となるものと推測される独立した第三者機関の設置など、主要な項目につきましては今回の法案において対応いたしております。

認定を取得をするに当たりましては、今回の法案の施行後に、我が国として欧州委員会にその旨を公式に要請をする必要がありますが、今後も欧洲側との情報交換に努めてまいりたいと思ひます。

なお、今回の法案により、実際にEUの十分性認定の基準を満たしているか、取得までどの程度の時間を要するかにつきましては、今後の欧州委員会との十分性認定取得に向けた取組の中で明らかになつていくものと考へております。

外国にある第三者への個人データの提供に関する契約について、日本法等を準拠法としない限り個人情報の保護を強制できないのではないかといふうなお尋ねがございました。

いたしておきます。

個人情報保護委員会の委員長や専門委員による利害関係者との接触や利益相反行為に対する行為規制についてお尋ねがございました。

今回の法案におきましては、他のいわゆる三条委員会と同様に、委員長について、利害関係者を含むいかなる主体からも独立をしてその職権行使をするとして、営利目的の業務に従事すること等を禁止することにいたしております。

また、委員長及び専門委員について、秘密保持義務及び当該義務違反への罰則を設けているところでありまして、委員長や専門委員による利害関係者との接触や利益相反行為に対する行為規制につきましては、十分に整備をされているものと認識をいたしております。

EUの十分性認定の手続と取得に必要な時間についてのお尋ねがございました。

EUの十分性認定の基準につきましては、明確に示されたものはありませんが、これまで公表されている資料等から、基準となるものと推測される独立した第三者機関の設置など、主要な項目につきましては今回の法案において対応いたしております。

認定を取得をするに当たりましては、今回の法案の施行後に、我が国として欧州委員会にその旨を公式に要請をする必要がありますが、今後も欧洲側との情報交換に努めてまいりたいと思ひます。

なお、今回の法案により、実際にEUの十分性認定の基準を満たしているか、取得までどの程度の時間を要するかにつきましては、今後の欧州委員会との十分性認定取得に向けた取組の中で明らかになつていくものと考へております。

外国にある第三者への個人データの提供に関する契約について、日本法等を準拠法としない限り個人情報の保護を強制できないのではないかといふうなお尋ねがございました。

今回の法案では、提出先の外国事業者との契約におきまして、提出先の外国事業者が我が国の個人情報保護法に基づくものと同等の措置を講ずる体制を整備をしている場合に、国内と同様に個人データを提供することを認めておりまして、どのような法律を準拠法にするかにかかわらず、当該外国事業者における個人情報の保護は確保されるものと考えております。

特定の法人、団体の匿名加工情報の第三者提供は、事前の承認がある場合を除いて禁止できるのかというふうなお尋ねがございました。

個人情報保護法は、個人の権利利益を保護することを目的とするものでありまして、匿名加工情報の取り扱いにつきましても、その目的を達成する範囲で事業者に義務を課すものといたしております。したがいまして、その個人が所属をする法人等の権利利益を保護することまで求められるはなく、第三者提供に当たつて法人等からの事前の承諾を事業者に義務付けすることはできないうといふうに考えております。

マイナボーネタルの構築、運用に当たりましては、サイバーセキュリティの確保が極めて重要な課題と考えておりますので、内閣サイバーセキュリティセンターの作成をしました情報セキュリティに関する政府統一基準に沿いまして、必要な予算、人員に関してお尋ねがございました。

○國務大臣(菅義偉君登壇、拍手)

○國務大臣(菅義偉君登壇、拍手)

一方、IT政策と関連が高い科学技術政策や宇宙政策、さらには個人情報保護の観点から、消費者行政を一體的に担当することでの政策の効果が高まるものと承知をしております。

IT政策担当大臣の任命については、任命権者たる内閣総理大臣が、IT政策の重要性を勧告しながら、内閣全体のバランスを考慮し、山口大臣にIT政策を分担させることとしたものであります。

政府におけるIT政策の重要性が高まつていることは認識をいたしております。

一方、IT政策と関連が高い科学技術政策や宇宙政策、さらには個人情報保護の観点から、消費者行政を一體的に担当することでの政策の効果が高まるものと承知をしております。

IT政策担当大臣の任命については、任命権者たる内閣総理大臣が、IT政策の重要性を勧告しながら、内閣全体のバランスを考慮し、山口大臣にIT政策を分担させることとしたものであります。

EUの危機意識を共有すべきであるとのお尋ねがありました。

このように、このような観点から、今回の法案におきましては、国際的にも、当事者の観点から、当事者間の合意に基づいてどの国の法律を準拠法とするかを定めることができるというふうにされております。インターネットを通じた各種サービスを利用する際のデータを提供することを認めておりまして、どのような法律を準拠法にするかにかかわらず、当該外国事業者における個人情報の保護は確保されるものと考えております。

特定の法人、団体の匿名加工情報の第三者提供は、事前の承認がある場合を除いて禁止できるのかというふうなお尋ねがございました。

個人情報保護法は、個人の権利利益を保護することを目的とするものでありまして、匿名加工情報の取り扱いにつきましても、その目的を達成する範囲で事業者に義務を課すものといたしております。したがいまして、その個人が所属する法人等の権利利益を保護することまで求められるはなく、第三者提供に当たつて法人等からの事前の承諾を事業者に義務付けすることはできないうといふうに考えております。

マイナボーネタルの構築、運用に当たりましては、サイバーセキュリティの確保が極めて重要な課題と考えておりますので、内閣サイバーセキュリティセンターの作成をしました情報セキュリティに関する政府統一基準に沿いまして、必要な予算、人員に関してお尋ねがございました。

○國務大臣(菅義偉君登壇、拍手)

一方、IT政策と関連が高い科学技術政策や宇宙政策、さらには個人情報保護の観点から、消費者行政を一體的に担当することでの政策の効果が高まるものと承知をしております。

IT政策担当大臣の任命については、任命権者たる内閣総理大臣が、IT政策の重要性を勧告しながら、内閣全体のバランスを考慮し、山口大臣にIT政策を分担させることとしたものであります。

EUの危機意識を共有すべきであるとのお尋ねがありました。

我が国の経済活動等のグローバル化が進展する中で、個人情報保護の在り方については、近年の米国のIT企業をめぐるEUの様々な動向も参考

としておりました。

政府におけるインターネット検索サービスの利用の在り方についてお尋ねがありました。

インターネット検索サービス等を利用する場合、サービスを扱う会社は、いわゆるクッキーに情報の取り扱いにつきましても、その目的を達成する範囲で事業者に義務を課すものといたしております。したがいまして、その個人が所属する法人等の権利利益を保護することまで求められるはなく、第三者提供に当たつて法人等からの事前の承諾を事業者に義務付けすることはできないうといふうに考えております。

マイナボーネタル全体のサイバーセキュリティ対策及び必要な予算、人員に関してお尋ねがございました。

○國務大臣(菅義偉君登壇、拍手)

政府としては、情報の適正管理の観点から、これららのサービスを利用する際に要機密情報を取り扱うことを禁止しているほかに、必要に応じ、検索を行った職員や所属部署等が特定されないための技術的な対策を講じることといたしております。また、このような対策を徹底するために、杉田官房副長官を議長として、各府省庁の官房長クラスを構成員とするサイバーセキュリティ対策推進会議において注意喚起を行つています。

今後とも、多角的な観点からの検討を継続的にしていくことが必要であるといふうに考えております。

ドローンへの対策の遅れについてお尋ねがありました。

総理大臣官邸は国家の行政機関の中核であるとか、これまであらゆる事態を想定し警備に当たつてきたところでありますけれども、今回、結果としてこのような事案が発生したことについては重く受け止めております。

いわゆるドローンを始めとする小型無人機対策については、政府として、本年二月の十日に日本経済再生本部で決定されたロボット新戦略に基づいて、運用実態の把握を進め、公的な機関が関与

するルールの必要性や関係法令等も含め検討を進めてきたところであります。

そうした中で今回の事案が発生しました。直ちに関係府省庁の連絡会議を開催し、首相官邸を

始めとする重要施設の警備体制の抜本的な強化、さらには国民の生活の安全、安心を確保するための運用ルールや法規制の整備に関する当面の取組方針を取りまとめたところであります。また、与党が進めております議員立法に加え、政府としても、関係者との調整を経た上で、今国会に必要な法案を提出すべく準備を進めています。

今後とも、政府・与党一体となってスピード感を持って取り組んでまいります。(拍手)

○國務大臣(高市早苗君) 大久保議員から、マイナボーナルと地方自治体との連携についてお尋ねがございました。

マイナボーナルと地方自治体との連携は、平成二十九年七月から開始される国と地方自治体等との間での住民の個人情報に係る情報連携の開始に合わせてスタートするもので、現在、内閣官房でシステム開発を行っております。住民へのお知らせサービスなど、地方自治体との連携によるマイナボーナルを活用したサービスは、住民お一人お一人にマイナンバー制度の利便性を実感していた早く上で極めて重要なものと認識をいたしております。

総務省は、情報連携の開始に向けて、地方自治体がシステム整備等を行うに当たっての必要な情報提供や財政的支援などに取り組んでおりまます。平成二十九年七月からの情報連携と併せて、マイナボーナルを活用したサービスが全国で同時に開始できるよう、内閣官房と協力しながら、今後も地方自治体に対し適時適切な情報提供など必要な取組を進めてまいります。(拍手)

○國務大臣(上川陽子君) 大久保議員にお答え申し上げます。

いわゆる忘れられる権利の法整備の必要性についてお尋ねがありました。

忘却される権利は新しい概念であり、その意味するところは論者によつて異なると思いますが、

歐州においては、時間の経過等により不必要と

なった個人情報に關し、削除や利用の停止を求める権利として法制化について議論がされているものと承知をしております。そのような権利は、民

法を始めとする我が国の現行法令に直接規定されてゐるものではありませんが、名誉毀損やプライバシー侵害に該当する個人情報について、人格権

に基づいた削除請求が認められる場合があるものと認識をしております。

忘却される権利について特別な法整備が必要か否かは、歐州を始めとする国際的な議論の動向を見守りつつ考えていくべきものと認識をしており

ます。(拍手)

○政府特別補佐人(杉本和行君) インターネット検索等における巨大IT企業が

適用の可能性と、その要件についてのお尋ねがございました。

政府特別補佐人(杉本和行君) インターネット

検索等における巨大IT企業に対する独占禁止法

適用の可能性と、その要件についてのお尋ねがございました。

政府特別補佐人(杉本和行君) インターネット

検索等における巨大IT企業が

適用の可能性と、その要件についてのお尋ねがございました。

政府特別補佐人(杉本和行君) インターネット

検索等における巨大IT企業が

適用の可能性と、その要件についてのお尋ねがございました。

政府特別補佐人(杉本和行君) インターネット

検索等における巨大IT企業が

適用の可能性と、その要件についてのお尋ねがございました。

する法律の一部を改正する法律案について質問をいたします。

初めに、共通番号法の関係について伺います。

法案は、政府が国民に付番する共通番号の利用範囲を、預貯金口座、特定健康診査、予防接種の

履歴、特定優良賃貸住宅の管理等にも広げるものです。預貯金口座への共通番号の付番は、政府が

国民の資産を効率的に把握することができるようになります。重大なプライバシー侵害であ

り、絶対に認められません。

先月二十七日に開かれた財政制度等審議会で

は、新たな財政健全化計画の策定に向けた社会保

障費削減計画の議論が始まっています。財務省が示した案には、二〇一八年以降、全制度を通じ、

マイナンバーを活用しつつ、所得だけでなく、高

齢者を中心とした預貯金等の金融資産も勘査して、負

担能力に応じた負担を求めることがあります。個人の

預貯金を狙つて国の借金を減らしていくこうという

のでしょうか。財務大臣に伺います。

このほかにも、高齢者を優遇している制度を速

やかに見直し、マイナンバーも活用し、高額療養

費の自己負担限度額を引き上げる、金融資産を勘

査し、後期高齢者の窓口負担を三割に引き上げ

る、介護保険の利用者負担を二割に引き上げる、

そして、その対象は夫婦で二千万円以上の貯蓄を

有する世帯などと例示されています。共通番号で

査の情報が含まれています。個人のプライバシーに關わる機微な情報です。医療情報そのものではありませんが、厚労大臣に伺います。

二年前に共通番号法案が提案され審議された際は、政府も、健診情報が機微情報であることを重視して、共通番号制度の利用範囲には入れませんでした。機微な医療情報が含まれる特定健診は共通番号と連携させるべきではありません。厚労大臣に答弁を求めます。

更に問題なのは、圧倒的な国民がこの共通番号制度を知らないということです。

内閣府が今年一月に行つた世論調査では、共通番号制度について、内容まで知つていたと答えた人は二八・三%にすぎず、言葉は聞いたことがある四三%、知らないかたは二八・六%で、七割以上が内容について知らないと回答しています。

共通番号は広く民間で利用されることが前提となるつており、例えば、全國約四百二十一万もの事業所の従業員とその扶養家族は個人番号を勤め

に伝えることが求められます。事業者の方でも、集めた個人番号の情報漏えいなどがないよう管理

しながら、税金申告や社会保険の手続に共通番号の記載が求められます。

政府は、情報漏えいや不正利用を防止するため

に様々な規制や安全対策を施したとしていました

が、そうした対策を実効あるものにするために

は、関係する全ての人が制度の内容やルールを正しく理解して、必要な取扱いをしてもらわなければなりません。しかし、実態は、多くの国民が制度自体知らないという状況です。このような下で

共通番号制度をスタートさせるならば、情報漏えいや不正利用が横行することになりかねません。

山口大臣、お答えください。

甘利大臣、政府が予定している今年十月からの共通番号の通知は中止すべきです。そして、共通番号制度は廃止することを求めます。

次に、個人情報保護法の関係について山口大臣に伺います。

法案は、第一条の目的規定に、個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであるとの文言を追加しています。しかし、改定案でも、個人情報の有用性とその保護は対等な立場で比較考量するものではないと考えます。大臣の権利利益を保護することが第一の目的であることは変わりません。衆議院での審議では、個人情報の利活用と保護のバランスとの発言が聞かれますが、個人情報の有用性とその保護は対等な立場で比較考量するものではないと考えます。大臣のお考へを伺います。

昨年十二月の法案骨子案では、保護すべき個人情報の例示として携帯電話番号や情報端末番号が挙げられていました。ところが、携帯電話番号は保護すべき例示から外していただきたいとする経団連からの意見書が出され、法案段階では携帯電話番号は外されています。個人情報の保護よりも産業界の利益が優先されているのではないかですか。答弁を求めます。

匿名加工情報の規制について、これでは全く不十分、個人の権利利益が保護されないと、法案検討に参加してきた識者からも批判の声が上がっています。匿名加工情報を第三者へ提供するときは、提供先も含めて個人情報保護委員会への届出を義務付けなければ、匿名化が不十分な情報リストを監視できないとしています。山口大臣、見直すべきではありませんか。

いわゆる名簿屋対策について伺います。

今回、個人情報を第三者へ提供する際の記録保管義務やデータベース提供罪の新設など、一定の名簿屋対策が講じられました。しかし、特殊詐欺を断つにはまだまだ不十分との指摘があります。国として調査を行い、名簿屋業者の実態をしっかりと把握し、異なる名簿屋の規制を検討していくことを求めます。

ものの、その権限は民間分野に限られており、公的分野の個人情報保護については総務省の所管のままであります。本案の附則十二条五項には、個人情報保護委員会への集約の検討とあります。

衆議院の参考人からも、公的部門こそ監視が必要、第三者委員会が本来果たすべき役割だとの意見陳述が行われました。直ちに行うべきだと思いますが、見解を求めます。

以上、幾ら規制や不正利用対策といつても、マイナンバー制度そのものがプライバシーと個人の権利を危険にさらす制度であり、このような法案は廃案にすべきだと述べて、私の質問を終わります。(拍手)

(國務大臣麻生太郎君登壇、拍手)

○國務大臣(麻生太郎君) 財政制度等審議会において、マイナンバーも活用した社会保障の負担を求めるべきと議論をされている趣旨についてのお尋ねがあつております。

医療や介護などの社会保障制度を維持していくためには、負担能力に応じた公平な負担を求めることが必要と私どもは考えております。

御指摘の四月二十七日の財政制度審議会では、こうした観点から、医療・介護分野において、高齢者に対しても利用者負担を求める際、マイナンバーも活用しつつ、所得のみならず預貯金等の金融資産も勘案して負担能力を判断する仕組みとす

る必要があるのではないかと議論がされたものであります。

マイナンバーの預貯金口座に付番する目的についてのお尋ねもあつております。

預貯金口座への付番につきましては、社会保障制度の所得・資産要件を適正に執行する観点や、適正、公平な税務執行という観点から、現行法で認められております社会保障の資力調査や税務調査の実効性を高めるために行うものであると承知をいたしております。(拍手)

〔國務大臣山口俊一君登壇、拍手〕

○國務大臣(山口俊一君) 辰巳議員にお答えをいたします。

マイナンバー制度は、法令に基づきまして、本年十月から番号の通知、そして来年一月から社会保険、税、災害対策の各分野の行政事務での利用が開始されることから、情報漏えいや不正利用が横行することのないように、マイナンバーの適切な取扱いなどを含め、制度の一層の周知広報につきまして政府を挙げて取り組んでまいりたいと考えております。

個人情報保護法の改正に関しまして、個人情報の有用性と保護を対等な立場で比較考量するものではないのかというふうなお尋ねがございました。

今回の法案における目的規定の改正といふのは、既に現行法に規定をされております個人情報の有用性の具体例として、新たな産業の創出等を明示することにいたしたものでありまして、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護するというふうな現行法の趣旨を変更するものではなく、引き続き、個人情報の取扱いにつきましては、その保護を前提にしつつ、利活用の促進を図つてまいりたいと考えております。

昨年十二月の法案骨子で個人識別符号として例示をされました携帯電話番号が対象から外れたのは、個人情報の保護よりも産業界の利益を優先をしておるのではないかというふうなお尋ねがございました。

そもそも携帯電話番号が個人識別符号に該当するかどうかにつきましては、様々な契約形態あるいは運用形態があることから、現時点におきましては一概に該当するとは言えないと判断をして、今後、政令の制定に当たりまして該当性を明確化していくというふうなことにしております。

したがいまして、今後、政令の策定に向け、引き続き、消費者の方々あるいは産業界の方々の御意見もお伺いをしながら、携帯電話番号の個人識別符号への該当性につきまして最終的に判断をしてまいります。

今回の法案におきまして新たに類型化をします匿名加工情報は、個人情報を加工して特定の個人を識別をすることができないようにしたものでありまして、個人情報そのものよりも個人の権利利益の侵害のおそれがあります。

このような情報の性質も勘案をして、事業者による公表のみで、委員会は、匿名加工情報の取扱いに疑義が生じた場合も十分対応することが可能であるというふうなことから、過度な規制となるないように、届出までは求めないというふうなことをいたしたものであります。

名簿事業者の実態把握と名簿事業者に対する規制の検討についてお尋ねがございました。

今回の法案におきまして、名簿事業者への対応も意識をして、個人情報のトレーサビリティを確保するための第三者提供に係る記録の作成義務等を新たに導入することとしたとしております。

お尋ねの名簿事業者の実態調査の実施や更なる規制の必要性につきましては、今回の措置の実施における効果等も踏まえた上で、今後、政府部内におきまして、関係省庁とも相談をしながら検討してまいりたいと思います。

行政機関等が保有する個人情報の取扱いに関する規制の在り方につきましては、行政機関等における匿名加工情報の取扱いに対する指導、助言等の監督を行なうべきではないかとのお尋ねがございました。

行政機関等が保有する個人情報の取扱いに関する規制の在り方につきましては、行政機関等における匿名加工情報の取扱いに対する指導、助言等の統一的かつ横断的に個人情報保護委員会に行なうことを行なうべきことを含め、現在、総務省において検討が行

官 報 (号 外)

平成二十七年五月二十二日

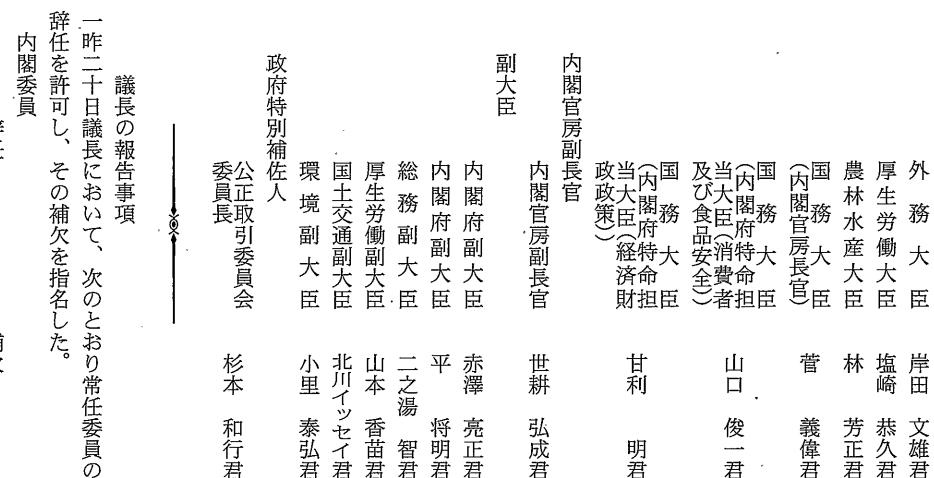
參議院會議錄第二十號

議長の報告事項

若林	仁比	横山	若松	健太君
脇	岡田	中原	井上	信一君
閥口	有村	荒木	藤井	謙維君
昌	未松	魚住裕	市田	聰平君
雅史君	野村	長沢	赤池	大君
昌一君	小泉	舞立	大家	基之君
廣君	山田	馬場	敏志君	八一君
	石井	渡邊	吉川ゆうみ君	哲士君
	磯崎	三宅	誠章君	昌良君
	中西	山下	成志君	博司君
	古賀友	大野	巧君	忠義君
	泰正君	石田	伸吾君	清寛君
	昭男君	井原	昇治君	一郎君
	浩郎君	馬場	雄平君	吉川ゆうみ君
	俊男君	渡邊	美樹君	誠章君
	哲郎君	三宅	伸吾君	成志君
	直樹君	山下	昇治君	巧君
	治子君	大野	雄平君	伸吾君
	信介君	吉川ゆうみ君	美樹君	吉川ゆうみ君

江島	潔君	大門実紀史君
藤川	政人君	谷合正明君
三原じゅん子君		
小池	晃君	
山本	香苗君	
磯崎・輔輔君		
北川イッセイ君		
山口那津男君		
西田実仁君		
世耕弘成君		
山谷えり子君		
長谷川岳君		
宇都隆史君		
森屋宏君		
山田修路君		
堀内恒夫君		
三木享君		
堀井巖君		
渡辺猛之君		
石井正弘君		
太田房江君		
北村経夫君		
牧野たかお君		
熊谷大君		
上野通子君		
赤石清美君		
松村祥史君		
野上浩太郎君		
二之湯智君		
愛知治郎君		
中川雅治君		
林芳正君		
金子原二郎君		
鶴保庸介君		
岩城光英君		

高階恵美子君 平野達郎君 山本青木
 豊田俊郎君 大沼みづほ君 酒井太郎君
 羽生田一彦君 島村大君 誠君
 塚田高橋克法君 唐行君 俊治君
 吉田石井準一君 俊治君
 古川吉田珠代君 一郎君
 丸川猪口博美君
 岸溝手敏栄君
 島水落邦子君
 崎山崎顯正君
 坂福岡資麿君
 本溝手宏一君
 上喜史君力君
 通憲次君
 村森本一太君
 藤石橋俊雄君
 野西村まさみ君
 城嘉隆君
 田喜史君
 久國義君
 田郁君
 田孝君
 川直樹君
 木沙織君
 田久美子君
 田一君



官 報 (号 外)

水銀に関する水俣条約

前文

この条約の締約国は、
水銀が、その長距離にわたる大気中の移動、人
為的環境にもたらされた場合の残留性、生態系
における生物蓄積性並びに人の健康及び環境への
重大な悪影響を理由として、世界的に懸念される
化学物質であることを認識し、
効率的かつ効果的な一貫した方法で水銀を管理
するための国際的行動を開始するとの国際連合環
境計画理事会の二千九九年二月二十日の決定二
十五—五を想起し、
人の健康及び環境に対する危険に対処するため
の水銀に関する法的拘束力のある国際的な文書に
ついての交渉の成功裡の結果を求めた国際連合持
続可能な開発会議の成果文書「我々が求める未来」
の221の規定を想起し、
国際連合持続可能な開発会議において環境及び
開発に関するリオ宣言の諸原則、特に、共通に有
しているが差異のある責任を再確認したことによ
り、特に、開発途上国において生ずる健康上
の懸念を認識し、
水銀の食物連鎖による蓄積及び伝統的な食品の
汚染による北極の生態系及び先住民の社会に特有
のぜい弱性に留意し、並びに先住民の社会につい
てより一般的に水銀の影響に関する憂慮し、
水俣病の重要な教訓、特に水銀による汚染から
生ずる健康及び環境への深刻な影響並びに水銀の
適切な管理及び将来におけるこのような事態の防
止を確保する必要性を認識し、
水銀の管理に関する国的能力を強化し、及びこ
の条約の効果的な実施を促進するため、資金、技

術及び能力形成に関する支援、特に開発途上国及
び移行経済国に対する支援の重要性を強調し、
水銀に関して人の健康を保護するための世界保
健機関の活動並びに関連する環境に関する多数国
間協定、特に有害廃棄物の国境を越える移動及び
その処分の規制に関するバーゼル条約及び国際貿
易の対象となる特定の有害な化学物質及び駆除剤
についての事前のかつ情報に基づく同意の手続に
関するロッテルダム条約の役割を認識し、
この条約と環境及び貿易の分野における他の国
際協定とが相互に補完的であることを認識し、
この条約のいかなる規定も、現行の国際協定に

基づく締約国の権利及び義務に影響を及ぼすこと
を意図するものではないことを強調し、
このことは、この条約と他の国際文書との間に
序列を設けることを意図するものではないことを
了解し、
この条約のいかなる規定も、締約国が、適用可
能な国際法に基づく当該締約国の他の義務に従つ
て、水銀への曝露から人の健康及び環境を保護す
るために、この条約に適合する追加的な国内措置
をとることを妨げるものではないことに留意し
て、

次のとおり協定した。
第一条 目的
この条約は、水銀及び水銀化合物の人為的な排
出及び放出から人の健康及び環境を保護すること
を目的とする。

第二条 定義

(a) 「零細及び小規模な金の採掘」とは、採掘を行
う個別の者又は限られた資本の投資及び生
産を行う小企業により実施される金の採掘を
いう。

(b) 「利用可能な最良の技術」とは、一の締約国
又は当該締約国のある一の設備に対する
る経済的及び技術的考慮を払いつつ、水銀の

大気への排出並びに水及び土壤への放出並び
にそれらの環境に対する影響を全般的に防止
し、又はこれが実行可能でない場合には、そ
のような排出及び放出を削減するための最も
効果的な技術をいう。この文脈において、
高い水準で達成するに当たり最も効果的
であることをいう。

(i) 「最良の」とは、環境全体の保護を全般的
に高い水準で達成するに当たり最も効果的
であることをいう。

(ii) 「利用可能な技術とは、一の締約国及び
当該締約国の領域にある一の設備に関し、
当該締約国の領域内で使用されるか否か又
は開発されるか否かを問わず、当該設備の
操業者が利用可能であると当該締約国が認
めることを条件として、費用及び効果を考
慮して、経済的及び技術的に実行可能な条
件の下で、関係する産業分野において実施
することのできる規模で開発される技術を
いう。

(iii) 「技術」とは、使用される技術、操業上の
慣行並びに設備が設計され、建設され、維
持され、操作され、及び廃止される方法を
いう。

(iv) 「環境のための最良の慣行」とは、環境に関
する規制措置及び戦略を最適な組合せで適用
したものをいう。

(d) 「水銀」とは、水銀元素(Hg(0))、ケミカル・アブストラクト・サービス(C A S)番号
七四三九一九七一六)をいう。

(e) 「水銀化合物」とは、水銀の原子及び二又は
二以上の他の元素の原子から成る物質であつ
て、化学反応によってのみ異なる成分に分離
することができるものをいう。

(f) 「水銀添加製品」とは、意図的に添加された
水銀又は水銀化合物を含む製品又は製品の部
品をいう。

(g) 「締約国」とは、この条約に拘束されること
に同意し、かつ、自己についてこの条約の効
力が生じている国又は地域的な経済統合のた
めの機関をいう。

(h) 「出席し、かつ、投票する締約国」とは、締
約国の会合に出席し、かつ、賛成票又は反対
票を投する締約国をいう。

(i) 「水銀の「次採掘」とは、主として求める物
質が水銀である採掘をいう。

(j) 「地域的な経済統合のための機関」とは、特
定の地域の主権国家によって構成される機関
であつて、その構成国からこの条約が規律す
る事項に関し権限の委譲を受け、かつ、その
内部手続に従いこの条約の署名、批准、受諾
若しくは承認又はこれへの加入について正当
な委任を受けたものをいう。

(k) 「許可される用途」とは、締約国によるこの
条約に適合する水銀又は水銀化合物の用途を
いう(次条から第七条までの規定に適合する
用途を含むが、これに限定されない)。

第三条 水銀の供給源及び貿易

1 この条の規定の適用上、
(a) 「水銀化合物」とは、塩化第一水銀(甘汞と
称することもある)、酸化第二水銀、硫酸第
二水銀、硝酸第二水銀、辰砂及び硫化水銀を
いう。

2 この条の規定は、次のものについては、適用
しない。

(a) 実験室規模の研究のために又は参照の標準
として使用される量の水銀又は水銀化合物
に含まれる天然の微量の水銀又は水銀化合物
に含まれる物質から得られる製品
及び化学製品に含まれる意図的でない微量の
水銀又は水銀化合物

3 締約国は、この条約が自國について効力を生じた日に自國の領域において行われていなかつた水銀の一次採掘を許可してはならない。

4 締約国は、この条約が自國について効力を生じた日に自國の領域において行われていた水銀の一次採掘に限り、同日から最長十五年の期間、一次採掘を許可する。当該期間中、水銀の一次採掘から得られる水銀は、次条の規定に基づく製造工程のためにのみ使用され、第十一條の規定に従い、回収、再生利用、回収利用、直接再利用又は代替的利用に結びつかない作業によつて処分される。

5 締約国は、次のことを行つ。

(a) 自國の領域内において五十メートル・トンを超える量の水銀又は水銀化合物の個別の在庫及び年間十メートル・トンを超える量の在庫を発生させる水銀の供給源を特定するよう努めること。

(b) 当該締約国がクロルアルカリ設備の廃棄から生ずる余剰の水銀が利用可能であると認められる場合には、その水銀は、第十一條3(a)に規定する環境上適正な管理のための指針に従い、回収、再生利用、回収利用、直接再利用又は代替的利用に結びつかない作業によつて処分されることを確保するための措置をとること。

6 締約国は、次の国への輸出を除くほか、水銀の輸出を許可してはならない。

(a) 輸出締約国に対し書面による同意を与えた締約国(輸出が次の目的のためにのみ行われる場合に限る。)

(i) この条約に基づき輸入締約国に許可される用途

(ii) 第十条に規定する環境上適正な暫定的保管

とを示す証明書を含むもの)を与えた非締約

国

当該非締約国が、人の健康及び環境の保護を確保し、並びに第十条及び第十一條の規定を遵守することを確保する措置をとつていること。

(ii) 水銀がこの条約に基づき締約国に許可される用途又は第十条に規定する環境上適正な暫定的保管のためにのみ使用されることが、

7 輸出締約国は、6の規定により必要とされる書面による同意として、輸入締約国又は輸入を行ふ非締約国による事務局への包括的な通告を利用することができます。当該包括的な通告には、輸入締約国又は輸入を行ふ非締約国がその同意を与える条件を明示する。当該包括的な通告は、当該輸入締約国又は輸入を行ふ非締約国がいつでも撤回することができる。事務局は、全ての包括的な通告に関する公の登録簿を保管する。

8 締約国は、非締約国が水銀について3又は5(b)の規定により許可されないと特定された供給源からのものではないことを示す証明書を提出した場合を除くほか、自國が書面による同意を与える当該非締約国からの水銀の輸入を許可してはならない。

9 7の規定に基づき同意に関する包括的な通告を提出する締約国は、水銀の輸出に対する包括的な規制を維持し、かつ、輸入された水銀が環境上適正な方法により管理されることを確保するための国内措置をとつていることを条件として、8の規定を適用しないことを決定することができる。当該締約国は、事務局に対して、その決定の通告(自國の輸出制限及び国内の規制措置について記述されている情報並びに非締約国から輸入した水銀の量及び原産国に関する情報)を含む)を行う。事務局は、全ての決定の通

告に関する公の登録簿を維持する。実施及び遵守に関する委員会は、第十五条の規定に基づいて当該通告及びその補助的な情報の再検討及び評価を行うものとし、適当な場合には、締約国會議に勧告することができる。

10 9に定める手続は、締約国会議の第二回会合の終了の時まで利用可能なものとする。その後は、締約国会議が出席し、かつ、投票する締約国の単純多数による議決で別段の決定を行わない限り、締約国会議の第二回会合が終了する前に9の規定に基づいて通告を提出した締約国を除くほか、当該手続は、利用可能なものでなくなる。

11 締約国は、この条に定める要件が満たされてることを示す情報を第二十二条の規定に従つて提出する報告に含める。

12 締約国会議は、その第一回会合において、この条の規定、特に5(a)、6及び8の規定に関する追加的な手引を作成するものとし、6(b)及び8に規定する証明書の必要とされる内容を作成し、及び採択する。

13 締約国会議は、特定の水銀化合物の貿易がこの条約の目的を損なうものであるか否かを評価し、並びに第二十七条の規定に従つて採択される追加の附属書に特定の水銀化合物を掲げることによつて当該水銀化合物を6及び8の規定の対象とすべきか否かを検討する。

第四条 水銀添加製品

1 締約国は、附属書Aにおいて適用除外を定める場合又は第六条の規定に従つて当該締約国が適用除外を登録した場合を除くほか、同附属書第一部に掲げる水銀添加製品について定める段階的廃止期限の後は、適当な措置をとることにより、当該水銀添加製品の製造、輸入又は輸出を許可しないものとする。

2 締約国は、1の規定を適用する代わりに、批准の時又は自國について附属書Aの改正が効力

を生ずる時に、同附属書第一部に掲げる製品に對処するための異なる措置又は戦略を実施することを明示することができる。締約国は、この代替手段を用いる旨の決定を事務局に通告する時に、同附属書第一部に掲げる製品のうちの大

多數の製造、輸入及び輸出を僅かな水準に既に削減していること並びに同附属書第一部に掲げてない製品について水銀の使用を削減するための措置又は戦略を実施していることを証明することができる。さらに、この代替手段を選択することができる。ささらに、この代替手段を選択する締約国は、次のことを遵守する。締約国会議は、8の規定に基づく再検討の過程の一環として、この条約が効力を生じた日の後五年以内にこの2の規定に従つてとられた措置の進捗状況及び有効性を再検討する。

3 (a) 達成した削減量を含む実施した措置又は戦略に関する説明を締約国会議に對して最初の機会に報告すること。

(b) 附属書A第一部に掲げる製品のうち僅かな水準に達していない製品について水銀の使用を削減するための措置又は戦略を実施すること。

(c) 更なる削減を達成するための追加の措置を検討すること。

(d) この代替手段が選択された種類の製品について第六条の規定に基づく適用除外を申し立てる資格を有しないこと。

4 事務局は、締約国により提供される情報に基づき水銀添加製品及びその代替製品に関する情報収集し、及び維持するものとし、当該情報を公に利用可能なものとする。事務局は、締約国により提出される他の関連する情報についても公に利用可能なものとする。

官 報 (号 外)

官 報 (号外)		の規制に関するバーゼル条約(以下この条において「バーゼル条約」という。)の関連する定義は、バーゼル条約の締約国に關し、この条約の対象となる廃棄物について適用する。バーゼル条約の締約国でないこの条約の締約国は、当該関連する定義をこの条約の対象となる廃棄物について適用する手引として使用する。	
(b) この条約によつて締約国に許可される用途又は(a)の規定に基づく環境上適正な処分のためにのみ、回収され、再生利用され、回収又被され、又は直接再利用されること。		(c) バーゼル条約の締約国については、この条の規定及びバーゼル条約に適合する環境上適正な処分を目的とする場合を除くほか、国境	
3 (a) 水銀又は水銀化合物から成る物質又は物体 (b) 水銀又は水銀化合物を含む物質又は物体 (c) 水銀又は水銀化合物に汚染された物質又は物体		3 締約国は、水銀又は水銀化合物が次のように取り扱われるために適当な措置をとる。 考慮し、かつ、第二十七条の規定に従つて締約国会議が採択する追加の附属書の要件に従い、環境上適正な方法で管理すること。 締約国会議は、要件を策定するに当たり、締約の廃棄物管理のための規則及び計画を考える。	
(b) バーゼル条約に基づいて作成された指針を考慮し、かつ、第二十七条の規定に従つて締約国会議が採択する追加の附属書の要件に従い、環境上適正な方法で管理すること。 締約国会議は、要件を策定するに当たり、締約の廃棄物管理のための規則及び計画を考える。		3 締約国会議は、汚染された場所の管理に関する手引であつて、次の事項に関する方法及び取組方法を含むものを採択する。 人への健康及び環境に対する危険性の評価 汚染された場所がもたらす危険の管理に係る選択肢	
4 (f) 成果及び費用の評価		4 締約国会議は、(3(a))に規定する指針を適當な場合には再検討し、及び更新するに当たり、バーゼル条約の関連する機関と緊密に協力するよう努める。	
5 締約国会議は、環境上適正な方法で水銀廃棄物を管理するための世界的な、地域的な及び国内の能力を開発し、及び維持するため、適當な場合には、相互に及び関連する政府間機関その他の主体と協力することが奨励される。		5 締約国会議は、水銀又は水銀化合物により汚染された場所を特定し、及び評価するための適當な戦略を策定するよう努める。	
6 (a) 地球環境基金の信託基金 (b) 能力形成及び技術援助を支援する特定の国際的な計画		6 締約国会議は、(5)に規定する制度には、次のものを持む。 11 締約国会議は、その第三回会合までに及びその後は定期的に、資金供与の水準、この条に基づいて設けられる資金供与の制度の運営を委託された主体に締約国会議が提供する手引、当該主体の有効性並びに当該主体が開発途上締約国及び移行経済締約国への資金供与を任意に行うよう要請される。	
7 地球環境基金の信託基金は、締約国会議が合意したこの条約の実施を支援するための費用を負担するため、新たに、予測可能かつ適當な及び時宜を得た資金を供与する。この条約の適用上、同信託基金は、締約国会議の指導の下に運営され、締約国会議に対して責任を負う。		7 締約国会議は、(6)に規定する制度には、次のものを持む。 8 締約国会議の指導の下に運営され、締約国会議に対し責任を負う。締約国会議は、その第一回会合において、当該計画を主催する機関であつて既存の主体であるものを決定し、同機関に對して手引(当該機関が主催する期間を含む)を提供する。全ての締約国その他の利害関係者は、当該計画への資金供与を任意に行うよう要請される。	
8 締約国会議は、(6)に規定する制度には、次のものを持む。 9 この条約の適用上、(6)(b)に規定する計画は、締約国会議の指導の下に運営され、締約国会議に對して責任を負う。締約国会議は、その第一回会合において、当該計画を主催する機関であつて既存の主体であるものを決定し、同機関に對して手引(当該機関が主催する期間を含む)を提供する。全ての締約国その他の利害関係者は、当該計画への資金供与を任意に行うよう要請される。		9 この条約の適用上、(6)(b)に規定する計画は、締約国会議の指導の下に運営され、締約国会議に對して責任を負う。締約国会議は、その第一回会合において、当該計画を主催する機関であつて既存の主体であるものを決定し、同機関に對して手引(当該機関が主催する期間を含む)を提供する。全ての締約国その他の利害関係者は、当該計画への資金供与を任意に行うよう要請される。	
10 締約国会議及び資金供与の制度を構成する主体は、締約国会議の第一回会合において、前記の規定を実施するための決めについて合意する。		10 締約国会議及び資金供与の制度を構成する主体は、締約国会議の第一回会合において、前記の規定を実施するための決めについて合意する。	
11 締約国会議は、その第三回会合までに及びその後は定期的に、資金供与の水準、この条に基づいて設けられる資金供与の制度の運営を委託された主体に締約国会議が提供する手引、当該主体の有効性並びに当該主体が開発途上締約国及び移行経済締約国への資金供与を任意に行うよう要請される。		11 締約国会議は、その第三回会合までに及びその後は定期的に、資金供与の水準、この条に基づいて設けられる資金供与の制度の運営を委託された主体に締約国会議が提供する手引、当該主体の有効性並びに当該主体が開発途上締約国及び移行経済締約国への資金供与を任意に行うよう要請される。	
12 全ての締約国は、その能力の範囲内で、資金供与の制度への貢献が要請される。当該制度		12 全ての締約国は、全般的な戦略、政策、計画の優先度並びに資金へのアクセス及び資金の利用のための資格に関する手引を提供する。さらに、締約国会議は、同信託基金から支援を得ることができるることを約束する。この資金には、関係する政策、開発戦略及び自国の予算を通じた国内の資金調達並びに民間部門の関与によるものを含むことができる。	

5	この条約に基づいて他の情報を交換する締約国は、相互の合意により秘密の情報を保護する。	環境に関する情報は、秘密のものとされない。	この条約の適用上、人の健康及び安全並びに環境に関する情報は、秘密のものとされない。	ものを含む)のための国内の中央連絡先を指定する。
第十八条	公衆のための情報、啓発及び教育	(a) 次のものに関する利用可能な情報を公衆に提供すること。	1 締約国は、その能力の範囲内で、次の活動を促進し、及び円滑にする。	5 この条約に基づいて他の情報を交換する締約国は、その能力の範囲内で、次の活動を促進し、及び円滑にする。
(i)	水銀及び水銀化合物の健康及び環境への影響	(a) 次のものに関する利用可能な情報を公衆に提供すること。	2 締約国は、この条約に基づく義務を履行するための活動	1 締約国は、その能力の範囲内で、次の活動を促進し、及び円滑にする。
(ii)	水銀及び水銀化合物の代替物質	(b) 適当な場合には、関連する政府間機関及び非政府機関並びに被害を受けやすい人々との協力の下に、水銀及び水銀化合物への曝露が人の健康及び環境に及ぼす影響に関する教育、訓練及び啓発を行うこと。	2 締約国は、この条約に基づく義務を履行するための活動	2 締約国は、この条約に基づく義務を履行するための活動
(iii)	前条1に規定する事項	(c) 次条の規定に基づく研究、開発及び監視の結果	3 締約国は、この条約に基づく義務を履行するための活動	3 締約国は、この条約に基づく義務を履行するための活動
(iv)	次条の規定に基づく研究、開発及び監視	(d) (a)から(c)までの規定に基づいて行われる活動のための調和のとれた方法	4 締約国は、この条約を実施するためにとった措置並びにこの条約の目的を達成する上での当該措置の有効性及び生じ得る課題について、事務局を通じて締約国会議に報告する。	4 締約国は、1及び2に規定する作業を行うにあたり、自国の実施計画の作成、実施、再検討及び更新を円滑にするため、国内の利害関係者と協議すべきである。
(v)	この条約に基づく義務を履行するための活動	(e) 生態系の範囲における水銀及び水銀化合物の環境サイクル並びに自然の作用による移動(長距離にわたる移動及び堆積を含む)、変換及び運命に関する情報であつて、水銀の排出及び放出が人為的であるか天然であるかの区別並びに歴史的な堆積からの水銀の再移動について妥当な考慮を払つたもの	5 締約国会議は、その第一回会合において、関連する他の化学物質及び廃棄物に関する条約との間で報告を調整することが望ましいことを考慮して、締約国が従う報告の時期と様式について決定する。	5 締約国会議は、1及び2に規定する作業を行うにあたり、自国の実施計画の作成、実施、再検討及び更新を円滑にするため、国内の利害関係者と協議すべきである。
(b)	適当な場合には、関連する政府間機関及び非政府機関並びに被害を受けやすい人々との協力の下に、水銀及び水銀化合物への曝露が人の健康及び環境に及ぼす影響に関する教育、訓練及び啓発を行うこと。	(f) 水銀及び水銀化合物並びに水銀添加製品の商取引及び貿易に関する情報	6 締約国会議は、第三条、第五条及び第七条から第九条までに定める情報を自国の報告に含める。	6 締約国会議は、1及び2に規定する作業を行うにあたり、自国の実施計画の作成、実施、再検討及び更新を円滑にするため、国内の利害関係者と協議すべきである。
(c)	既存の制度を利用し、又は制度(適用可能な場合には汚物質の排出及び移動についての登録等の制度)を設けることを考慮する。	(g) 水銀を含まない製品及び工程の技術的及び経済的な利用可能性に関する情報及び研究並びに水銀及び水銀化合物の排出及び放出の削減及び監視のための利用可能な最良の技術及び環境のための最良の慣行に関する情報及び研究	7 締約国会議は、その第一回会合において、事務局長がこの条約の効力発生の日の後一年以内に招集する。その後は、締約国会議の通常会合は、締約国会議が決定する一定の間隔で開催する。	7 締約国会議は、1及び2に規定する作業を行うにあたり、自国の実施計画の作成、実施、再検討及び更新を円滑にするため、国内の利害関係者と協議すべきである。
第十九条	研究、開発及び監視	第二十二条 有効性の評価	8 締約国会議の特別会合は、締約国会議が必要と認めるとき又はいづれかの締約国から書面による要請がある場合において、事務局が当該要請を締約国に通報した後六箇月以内に締約国の中なくとも三分の一がその要請を支持するとき開催する。	8 締約国会議は、1及び2に規定する作業を行うにあたり、自国の実施計画の作成、実施、再検討及び更新を円滑にするため、国内の利害関係者と協議すべきである。
第二十条	実施計画	9 締約国会議は、その第一回会合において、締約国会議及びその補助機関の手続規則及び財政規則並びに事務局の任務の遂行のための財政規定をコンセンサス方式により合意し、及び採択する。	9 締約国会議は、この条約の実施について絶えず再検討し、及び評価する。締約国会議は、この条約により課された任務を遂行するものとして、このため、次のことを行う。	9 締約国会議は、この条約の実施について絶えず再検討し、及び評価する。締約国会議は、この条約により課された任務を遂行するものとして、このため、次のことを行う。
第二十一条	研究、開発及び監視	10 締約国会議は、評価を円滑にするため、その第一回会合において、環境における水銀及び水銀化合物の存在及び移動に関する比較可能な監視に基づくデータ並びに生物的な媒体及び被害を受けやすい人々に認められる水銀及び水銀化合物の水準の傾向に関する比較可能な監視に基づくデータの提供を受けるための取決めを行うことを開始する。	10 締約国会議は、この条約の実施について絶えず再検討し、及び評価する。締約国会議は、この条約により課された任務を遂行するものとして、このため、次のことを行う。	10 締約国会議は、この条約の実施について絶えず再検討し、及び評価する。締約国会議は、この条約により課された任務を遂行するものとして、このため、次のことを行う。
第二十二条	実施計画	11 締約国会議は、この条約の効力発生の日から六年以内に及びその後は締約国会議が決定する間隔で定期的に、この条約の有効性を評価する。	11 締約国会議は、この条約の実施について絶えず再検討し、及び評価する。締約国会議は、この条約により課された任務を遂行するものとして、このため、次のことを行う。	11 締約国会議は、この条約の実施について絶えず再検討し、及び評価する。締約国会議は、この条約により課された任務を遂行するものとして、このため、次のことを行う。
第二十三条	締約国会議	12 締約国会議は、この条約により締約国会議を設置する。	12 締約国会議は、この条約により締約国会議を設置する。	12 締約国会議は、この条約により締約国会議を設置する。
第二十四条	報告	13 締約国会議は、第一回会合は、国際連合環境計画事務局長がこの条約の効力発生の日の後一年以内に招集する。その後は、締約国会議の通常会合は、締約国会議が決定する一定の間隔で開催する。	13 締約国会議は、この条約により締約国会議を設置する。	13 締約国会議は、この条約により締約国会議を設置する。
第二十五条	監視	14 締約国会議は、この条約により締約国会議を設置する。	14 締約国会議は、この条約により締約国会議を設置する。	14 締約国会議は、この条約により締約国会議を設置する。
第二十六条	評価	15 締約国会議は、この条約の実施について絶えず再検討し、及び評価する。締約国会議は、この条約により課された任務を遂行するものとして、このため、次のことを行う。	15 締約国会議は、この条約の実施について絶えず再検討し、及び評価する。締約国会議は、この条約により課された任務を遂行するものとして、このため、次のことを行う。	15 締約国会議は、この条約の実施について絶えず再検討し、及び評価する。締約国会議は、この条約により課された任務を遂行するものとして、このため、次のことを行う。

官 報 (号 外)

附屬書の採択の通報の日から一年を経過した時に、(b)の規定に基づく受領しない旨の通告を行わなかつた全ての締約国について効力を生ずる。

この条約の附屬書の改正の提案、採択及び効力発生については、この条約の追加の附屬書の提案、採択及び効力発生と同一の手続に従う。

ただし、附屬書の改正が第三十条⁵の規定に従つて当該附屬書の改正に関する宣言を行つた締約国について効力を生じない場合は、この限りでない。この場合には、当該改正は、その批准書、受諾書、承認書又は加入書を当該締約国が寄託者に寄託した日の後九十日目の日に当該締約国について効力を生ずる。

5 追加の附屬書又は附屬書の改正がこの条約の改正に関連している場合には、当該追加の附屬書又は附屬書の改正は、この条約の当該改正が効力を生ずる時まで効力を生じない。

第二十八条 投票権

1 この条約の各締約国は、2に規定する場合を除くほか、一の票を有する。2 地域的な経済統合のための機関は、その権限の範囲内の事項について、この条約の締約国であるその構成国の数と同数の票を投する権利を行使する。地域的な経済統合のための機関は、その構成国が自國の投票権を使用する場合には、投票権を行使してはならない。その逆の場合も、同様とする。

第二十九条 署名

この条約は、二千十三年十月十日及び十一日に日本国との熊本において、その後は、二千十四年十月九日までニューヨークにある国際連合本部において、全ての国及び地域的な経済統合のための機関による署名のために開放しておく。

第三十条 批准、受諾、承認又は加入
1 この条約は、国及び地域的な経済統合のための機関により批准され、受諾され、又は承認さ

れなければならない。この条約は、この条約の署名のための期間の終了の日の後は、国及び地域的な経済統合のための機関による加入のために行はねばならない。この条約の批準書、受諾書、承認書又は加入書は、寄託者に寄託する。

2 この条約の締約国となる地域的な経済統合のための機関であつてそのいずれの構成国も締約国となつていいものは、この条約に基づく全ての義務を負う。地域的な経済統合のための機関及びその一又は二以上の構成国がこの条約の締約国である場合には、当該地域的な経済統合のための機関及びその構成国は、この条約に基づく義務の履行につきそれぞれの責任を決定する。この場合において、当該地域的な経済統合のための機関及びその構成国は、この条約に基づく権利を同時に行使することができない。

3 地域的な経済統合のための機関は、この条約の規律する事項に関する自己の権限の範囲をこの条約の批准書、受諾書、承認書又は加入書によつて宣言する。また、地域的な経済統合のための機関は、その権限の範囲に関連する変更を寄託者に通報し、寄託者は、これを締約国に通報する。

4 国又は地域的な経済統合のための機関は、この条約の批准、受諾、承認又は加入の時に、この条約を実施するための自己の措置に関する情報をおよびその機関は、その権限の範囲に関連する変更を寄託者に通報し、寄託者は、これを締約国に通報する。

5 締約国は、自國についてこの条約が効力を生じた日から三年を経過した後いつでも、寄託者に対して書面による脱退の通告を行うことにより、この条約から脱退することができる。

1 に規定する脱退は、寄託者が脱退の通告を受けた日から一年を経過した日又はそれよりも遅い日であつて脱退の通告において指定されている日に効力を生ずる。

第三十二条 留保
この条約には、いかなる留保も付することができない。

第三十三条 脱退
1 締約国は、自國についてこの条約が効力を生じた日から三年を経過した後いつでも、寄託者に対して書面による脱退の通告を行うことにより、この条約から脱退することができる。

2 1に規定する脱退は、寄託者が脱退の通告を受けた日から一年を経過した日又はそれよりも遅い日であつて脱退の通告において指定されている日に効力を生ずる。

第三十四条 寄託者
国際連合事務総長は、この条約の寄託者とする。

認書又は加入書の寄託の後にこれを批准し、受諾し、若しくは承認し、又はこれに加入する国又は地域的な経済統合のための機関について寄託する。

3 地域的な経済統合のための機関によつて寄託される文書は、1及び2の規定の適用上、当該地域的な経済統合のための機関の構成国によつて寄託されたものに追加して数えてはならない。

第三十五条 正文
アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシ

ア語及びスペイン語をひとしく正文とするこの条約の原本は、寄託者に寄託する。

以上の証拠として、下名は正当に委任を受けてこの条約に署名した。
二千十三年十月十日に日本国の熊本で作成した。

アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシ

ア語及びスペイン語をひとしく正文とするこの条

約の原本は、寄託者に寄託する。

第一部 第四条¹の規定の適用を受ける製品

第三十一条 効力発生
この条約は、五十番目の批准書、受諾書、承認書又は加入書の寄託の日の後九十日目の日にのみ自國について効力を生ずる旨の宣言を行なうことができる。

1 この条約は、五十番目の批准書、受諾書、承認書又は加入書を寄託する場合

は加入書において、附屬書の改正がその批准書、受諾書、承認書又は加入書の寄託する場合

にのみ自國について効力を生ずる旨の宣言を行なうことができる。

水銀添加製品

電池(水銀含有量二パーセント未満のボタン形亜鉛酸化銀電池及び水銀含有量二パーセント未満のボタン形空気亜鉛電池を除く)、スイッチ及び繼電器(極めて高い正確さの容量及び損失を測定するブリッジ並びに監視及び制御のための装置に用いる高周波無線周波数の

製造、輸入又は輸出が許可されなくなる期限(段階的廃止期限)

二千二十年

2 この条約は、五十番目の批准書、受諾書、承認書又は加入書を寄託する場合

は加入書において、附屬書の改正がその批准書、受諾書、承認書又は加入書の寄託する場合

にのみ自國について効力を生ずる旨の宣言を行なうことができる。

官報(号外)

スイッチ及び繼電器であつて、ブリッジ、スイッチ又は繼電器当たりの水銀含有量が最大二十三ミリグラムのものを除く。)	発光管当たりの水銀含有量が五ミリグラムを超える三十ワット以下の一般的な照明用のコンパクト蛍光ランプ(CFLS)	二千二十年
(a) 電球当たりの水銀含有量が五ミリグラムを超える六十ワット未満の三波長形蛍光体を使用したもの	(b) 電球当たりの水銀含有量が十三ミリグラムを超える四十ワット以下のハロリン酸系蛍光体を使用したもの	二千二十年
一般的な照明用の高圧水銀蒸気ランプ(HPMV)	一般的な照明用の高圧水銀蒸気ランプ(HPMV)	二千二十年
次のものに該当する電子ディスプレイ用の冷陰極蛍光ランプ(CCCFL)及び外部電極蛍光ランプ(EEL)	次のものに該当する電子ディスプレイ用の冷陰極蛍光ランプ(CCCFL)及び外部電極蛍光ランプ(EEL)	二千二十年
(a) 電球当たりの水銀含有量が三・五ミリグラムを超える、及び長さが五百ミリメートル以下のもの	(b) 電球当たりの水銀含有量が五ミリグラムを超える、及び長さが五百ミリメートル超千五百ミリメートル以下とのもの	二千二十年
(c) 電球当たりの水銀含有量が十二ミリグラムを超える、及び長さが千五百ミリメートル超のもの	化粧品(水銀含有量が一質量百万分率を超えるもの)。肌の美白用せつけん及びクリームを含むが、水銀を保存剤として使用する場合において効果的かつ安全な代替の保存剤が利用可能でないときは、眼の周囲の化粧品を含まない。(注)	二千二十年
駆除剤、殺生物剤及び局所消毒剤	化粧品(水銀含有量が一質量百万分率を超えるもの)。肌の美白用せつけん及びクリームを含むが、水銀を保存剤として使用する場合において効果的かつ安全な代替の保存剤が利用可能でないときは、眼の周囲の化粧品を含まない。(注)	二千二十年
(e) (d) (c) (b) (a) 気圧計 湿度計 血圧計	微量の水銀が混入した化粧品、せっけん又はクリームを対象としないことを意図する。	二千二十年

第二部 第四条の規定の適用を受けける製品	規 定
歯科用アマルガム	歯科用アマルガムの使用を段階的に削減するための締約国による措置については、当該締約国の国内の事情及び関連する国際的な手引を考慮するものとし、次の措置から二以上の措置を含める。 (i) う蝕の予防及び健康の促進を目的とする国の目標を定め、それにようつて歯科治療の必要性を最小限にすること。 (ii) 歯科用アマルガムの使用を最小限にするための国の目標を定めること。
歯科用アマルガム	(iii) 歯科治療のための水銀を含まない代替製品(費用対効果が高く、かつ臨床的に有効なもの)の使用を促進すること。 (iv) 歯科治療のための水銀を含まない良質の材料の研究及び開発を促進すること。 (v) 代表的な専門的機関及び歯科学校が、歯科治療のための水銀を含まない代替製品の使用及び管理のための最良の慣行の促進について歯科の専門家及び学生に教育及び訓練を行うよう奨励すること。 (vi) 水銀を使用しない歯科治療よりも歯科用アマルガムを使用する歯科治療を有利に扱う保険政策及び保険制度を抑制すること。 (vii) 歯科治療に関し、歯科用アマルガムの良質の代替製品の使用を有利に扱う保険政策及び保険制度を奨励すること。 (viii) 歯科用アマルガムの使用を歯科用アマルガムカプセルに限定すること。
附属書B 水銀又は水銀化合物を使用する製造工程	(ix) 水銀及び水銀化合物の水及び土壤への放出を削減するため、歯科用施設における環境のための最良の慣行の利用を促進すること。
第一部 第五条の規定の適用を受ける工程	段階的廃止期限
水銀又は水銀化合物を使用する製造工程 クロルアルカリ製造	二千二十五年
水銀又は水銀化合物を触媒として用いるアセトアルデヒド製造	二千十八年

第二部 第五条3の規定の適用を受ける工程

水銀を使用する工程	規定期
塩化ビニルモノマー製造	締約国がとる措置には、次のことを含むが、これらに限定されない。
(i) 単位生産当たりの水銀の使用量を二千二十年までに二千年に比して五十パーセント削減すること。	締約国がとる措置には、次のことを含むが、これらに限定されない。
(ii) 一次採掘から得られる水銀への依存を削減する措置を促進すること。	締約国がとる措置には、次のことを含むが、これらに限定されない。
(iii) 水銀の環境への排出及び放出を削減する措置をとること。	締約国がとる措置には、次のことを含むが、これらに限定されない。
(iv) 水銀を含まない触媒及び工程に関する研究及び開発を支援すること。	締約国がとる措置には、次のことを含むが、これらに限定されない。
(v) 既存の工程に基づく水銀を含まない触媒が技術的及び経済的に実現可能となつたと締約国会議が定めた日から五年を経過した後は、水銀の使用を許可しないこと。	締約国がとる措置には、次のことを含むが、これらに限定されない。
(vi) 第二十一条の規定に従い、代替となる工程を開発し、又は特定し、及び水銀の使用を段階的に廃止するための自国の努力について締約国会議に報告すること。	締約国がとる措置には、次のことを含むが、これらに限定されない。
(i) できる限り速やかに及びこの条約が効力を生じた後十年以内に水銀の使用を段階的に廃止することを目的として、水銀の使用を削減する措置をとること。	締約国がとる措置には、次のことを含むが、これらに限定されない。
(ii) 単位生産当たりの水銀の排出量及び放出量を二千二十年までに二千年に比して五十パーセント削減すること。	締約国がとる措置には、次のことを含むが、これらに限定されない。
(iii) 一次採掘から新たに得られる水銀の使用を禁止すること。	締約国がとる措置には、次のことを含むが、これらに限定されない。
(iv) 水銀を含まない工程に関する研究及び開発を支援すること。	締約国がとる措置には、次のことを含むが、これらに限定されない。
(v) 水銀を含まない工程が技術的及び経済的に実行可能となつたと締約国会議が定めた日から五年を経過した後は、水銀の使用を許可しないこと。	締約国がとる措置には、次のことを含むが、これらに限定されない。
(vi) 第二十一条の規定に従い、代替となる工程を開発し、又は特定し、及び水銀の使用を段階的に廃止するための自国の努力について締約国会議に報告すること。	締約国がとる措置には、次のことを含むが、これらに限定されない。

水銀を含む触媒を用いるボリュレタンの製造

締約国がとる措置には、次のことを含むが、これらに限定されない。

(i) できる限り速やかに及びこの条約が効力を生じた後十年以内に水銀の使用を段階的に廃止することを目的として、水銀の使用を削減する措置をとること。

(ii) 水銀の一次採掘から得られる水銀への依存を削減する措置をとること。

(iii) 水銀の環境への排出及び放出を削減する措置をとること。

(iv) 水銀を含まない触媒及び工程に関する研究及び開発を奨励すること。

(v) 第二十一条の規定に従い、代替となる工程を開発し、又は特定し、及び水銀の使用を段階的に廃止するための自国の努力について締約国会議に報告すること。

第五条6の規定は、この製造工程については、適用しない。

附属書C 零細及び小規模な金の採掘

国行動計画

第七条3の規定の対象となる締約国は、国行動計画に次のものを含める。

国的目的及び削減目標

(a) 次のものを廃絶するための措置

(b) 鉱石全体のアマルガム化

(i) アマルガム又は加工されたアマルガムの

(ii) 野外での焼却

(iii) 居住の用に供される地域におけるアマル

(iv) ガムの焼却

(v) 堆積物、鉱石又は尾鉱のシアン化物の浸

(vi) 出(加えられた水銀を事前に除去しないもの)

(vii) 零細及び小規模な金の採掘に関する分野の

(viii) 形式化又は規制を円滑にする措置

(ix) 自国の領域内の零細及び小規模な金の採掘

(x) いられる慣行の基準となる推計

(xi) 零細及び小規模な金の採掘及び加工における水銀の排出及び放出並びに水銀への曝露を

戦略

(f) 零細及び小規模な金の採掘及び加工における使用のための国内及び国外の供給源からの水銀及び水銀化合物の貿易を管理し、及び転用を防止する戦略

(g) 国の行動計画の実施及び継続的な発展において利害関係者を参加させるための戦略

(h) 零細及び小規模な金の採掘を行う者及びその地域社会の水銀への曝露に関する公衆衛生についての戦略。この戦略には、特に、健康に関するデータの収集、保健に従事する者の訓練及び保健施設を通じた啓発を含めるべきである。

(i) 被害を受けやすい人々、特に児童及び出産可能な年齢の女性(特に妊娠)の零細及び小規模な金の採掘において使用される水銀への曝露を防止する戦略

(j) 零細及び小規模な金の採掘を行う者及びその影響を受ける地域社会への情報を提供する力について締約国会議に報告すること。

<p>(k) 国の行動計画の実施に係る計画</p> <p>2 締約国は、自国の目的を達成するため、国の行動計画に、水銀を含まない零細及び小規模な金の採掘の基準並びに市場に基づく仕組み又はマーケティングのための手段の利用又は導入を含む追加の戦略を含めることができる。</p> <p>附属書D 水銀及び水銀化合物の大気への排出に係る特定可能な発生源の特定可能な発生源の分類</p> <p>一覧表</p> <p>石炭火力発電所 産業用石炭燃焼ボイラ 非鉄金属(注)製造に用いられる製鍊及び焙燒の工程 鉛、亜鉛、銅及び工業金をいう。</p> <p>セメントクリンカーの製造設備</p> <p>この附属書の適用上、「非鉄金属」とは、</p> <p>廃棄物の焼却設備</p>	
送付する。	第二条
<p>1 紛争が前条の規定に従つて仲裁に付される場合には、仲裁裁判所を設置する。仲裁裁判所は、三人の仲裁人で構成する。</p> <p>2 各紛争当事国は、各一人の仲裁人を任命し、このようにして任命された一人の仲裁人は、合意により第三の仲裁人を指名し、第三の仲裁人は、仲裁裁判所の裁判長となる。二を超える紛争当事国間の紛争については、同一の利害関係を有する紛争当事国は、合意により共同で一人の仲裁人を任命する。裁判長は、いずれかの紛争当事国の国民であつてはならず、いずれかの紛争当事国が領域に日常の住居を有してはならず、いずれの紛争当事国によつても雇用されてはならず、及び仲裁に付された紛争を仲裁人以外のいかなる資格においても取り扱つたことがあつてはならない。</p>	
<p>3 仲裁裁判所に空席が生じたときは、当該空席によつて空席を補充する。</p>	
<p>第六条 判所は、その手続規則を定める。</p> <p>仲裁裁判所は、いずれかの紛争当事国の要請に応じ、不可欠の暫定的保全措置を勧告することができる。</p>	
<p>第七条 第十三条</p>	
<p>仲裁裁判所は、仲裁裁判所の運営に便宜を与えるものとし、全ての可能な手段を利用して、特に、次のことを行う。</p> <p>(a) 全ての関係のある文書、情報及び便益を仲裁裁判所に提供すること。</p> <p>(b) 必要に応じ、仲裁裁判所が、証人又は専門家を招致し、及びこれらの者から証拠を入手することができるようにすること。</p>	
<p>第八条 第十四条</p>	
<p>仲裁裁判所は、最終決定を行うに先立ち、申立てが事実及び法において十分な根拠を有することを確認しなければならない。</p> <p>仲裁裁判所は、完全に設置された日から五箇月以内にその最終決定を行う。ただし、必要と認められる場合には、五箇月を超えない期間その期限を延長することができる。</p>	
<p>第九条 第十五条</p>	
<p>仲裁裁判所が別段の決定を行ふ場合を除くほか、仲裁裁判所は、紛争当事国が均等に負担する。仲裁裁判所の費用は、紛争当事国が均等に負担する。仲裁裁判所は、全ての費用に関する記録を保持するものとし、紛争当事国に対して最終的な費用の明細書を提出する。</p>	
<p>第十一条 第十六条</p>	
<p>仲裁裁判所は、紛争の対象である事項に限定される。最終決定には、その理由を明示するものとし、参加した仲裁人の氏名及び当該最終決定の日付を付する。いずれの仲裁人も、別個の意見又は反対意見を最終決定に付することができる。</p>	
<p>第十七条 第十七条</p>	
<p>最終決定は、紛争当事国を拘束する。最終決定により与えられるこの条約の解釈も、それが第十一条の規定に基づいて紛争手続に参加する締約国との影響を受けるおそれのある法律上の利害関係を有する締約国は、仲裁裁判所の同意を得て仲裁手続に参加することができる。</p>	
<p>第十八条 第十八条</p>	
<p>第十九条 第十九条</p>	
<p>第十二条 第十二条</p>	
<p>第十三条 第十三条</p>	
<p>第十四条 第十四条</p>	
<p>第十五条 第十五条</p>	
<p>第十六条 第十六条</p>	
<p>第十七条 第十七条</p>	
<p>第十八条 第十八条</p>	
<p>第十九条 第十九条</p>	
<p>第二十条 第二十条</p>	
<p>第二十一条 第二十一条</p>	
<p>第二十二条 第二十二条</p>	
<p>第二十三条 第二十三条</p>	
<p>第二十四条 第二十四条</p>	
<p>第二十五条 第二十五条</p>	
<p>第二十六条 第二十六条</p>	
<p>第二十七条 第二十七条</p>	
<p>第二十八条 第二十八条</p>	
<p>第二十九条 第二十九条</p>	
<p>第三十条 第三十条</p>	
<p>第三十一条 第三十一条</p>	
<p>第三十二条 第三十二条</p>	
<p>第三十三条 第三十三条</p>	
<p>第三十四条 第三十四条</p>	
<p>第三十五条 第三十五条</p>	
<p>第三十六条 第三十六条</p>	
<p>第三十七条 第三十七条</p>	
<p>第三十八条 第三十八条</p>	
<p>第三十九条 第三十九条</p>	
<p>第四十条 第四十条</p>	
<p>第四十一条 第四十一条</p>	
<p>第四十二条 第四十二条</p>	
<p>第四十三条 第四十三条</p>	
<p>第四十四条 第四十四条</p>	
<p>第四十五条 第四十五条</p>	
<p>第四十六条 第四十六条</p>	
<p>第四十七条 第四十七条</p>	
<p>第四十八条 第四十八条</p>	
<p>第四十九条 第四十九条</p>	
<p>第五十条 第五十条</p>	
<p>第五十一条 第五十一条</p>	
<p>第五十二条 第五十二条</p>	
<p>第五十三条 第五十三条</p>	
<p>第五十四条 第五十四条</p>	
<p>第五十五条 第五十五条</p>	
<p>第五十六条 第五十六条</p>	
<p>第五十七条 第五十七条</p>	
<p>第五十八条 第五十八条</p>	
<p>第五十九条 第五十九条</p>	
<p>第六十条 第六十条</p>	
<p>第六十一条 第六十一条</p>	
<p>第六十二条 第六十二条</p>	
<p>第六十三条 第六十三条</p>	
<p>第六十四条 第六十四条</p>	
<p>第六十五条 第六十五条</p>	
<p>第六十六条 第六十六条</p>	
<p>第六十七条 第六十七条</p>	
<p>第六十八条 第六十八条</p>	
<p>第六十九条 第六十九条</p>	
<p>第七十条 第七十条</p>	
<p>第七十一条 第七十一条</p>	
<p>第七十二条 第七十二条</p>	
<p>第七十三条 第七十三条</p>	
<p>第七十四条 第七十四条</p>	
<p>第七十五条 第七十五条</p>	
<p>第七十六条 第七十六条</p>	
<p>第七十七条 第七十七条</p>	
<p>第七十八条 第七十八条</p>	
<p>第七十九条 第七十九条</p>	
<p>第八十条 第八十</p>	
<p>第八十一条 第八十一</p>	
<p>第八十二条 第八十二</p>	
<p>第八十三条 第八十三</p>	
<p>第八十四条 第八十四</p>	
<p>第八十五条 第八十五</p>	
<p>第八十六条 第八十六</p>	
<p>第八十七条 第八十七</p>	
<p>第八十八条 第八十八</p>	
<p>第八十九条 第八十九</p>	
<p>第九十条 第九十</p>	
<p>第九十一条 第九十一</p>	
<p>第九十二条 第九十二</p>	
<p>第九十三条 第九十三</p>	
<p>第九十四条 第九十四</p>	
<p>第九十五条 第九十五</p>	
<p>第九十六条 第九十六</p>	
<p>第九十七条 第九十七</p>	
<p>第九十八条 第九十八</p>	
<p>第九十九条 第九十九</p>	
<p>第一百条 第一百</p>	
<p>第一百一十一条 第一百一十一</p>	
<p>第一百一十二条 第一百一十二</p>	
<p>第一百一十三条 第一百一十三</p>	
<p>第一百一十四条 第一百一十四</p>	
<p>第一百一十五条 第一百一十五</p>	
<p>第一百一十六条 第一百一十六</p>	
<p>第一百一十七条 第一百一十七</p>	
<p>第一百一十八条 第一百一十八</p>	
<p>第一百一十九条 第一百一十九</p>	
<p>第一百二十条 第一百二十</p>	
<p>第一百二十一条 第一百二十</p>	
<p>第一百二十二条 第一百二十二</p>	
<p>第一百二十三条 第一百二十三</p>	
<p>第一百二十四条 第一百二十四</p>	
<p>第一百二十五条 第一百二十五</p>	
<p>第一百二十六条 第一百二十六</p>	
<p>第一百二十七条 第一百二十七</p>	
<p>第一百二十八条 第一百二十八</p>	
<p>第一百二十九条 第一百二十九</p>	
<p>第一百三十条 第一百三十</p>	
<p>第一百三十一条 第一百三十</p>	
<p>第一百三十二条 第一百三十二</p>	
<p>第一百三十三条 第一百三十三</p>	
<p>第一百三十四条 第一百三十四</p>	
<p>第一百三十五条 第一百三十五</p>	
<p>第一百三十六条 第一百三十六</p>	
<p>第一百三十七条 第一百三十七</p>	
<p>第一百三十八条 第一百三十八</p>	
<p>第一百三十九条 第一百三十九</p>	
<p>第一百四十条 第一百四十</p>	
<p>第一百四十一条 第一百四十</p>	
<p>第一百四十二条 第一百四十二</p>	
<p>第一百四十三条 第一百四十三</p>	
<p>第一百四十四条 第一百四十四</p>	
<p>第一百四十五条 第一百四十五</p>	
<p>第一百四十六条 第一百四十六</p>	
<p>第一百四十七条 第一百四十七</p>	
<p>第一百四十八条 第一百四十八</p>	
<p>第一百四十九条 第一百四十九</p>	
<p>第一百五十条 第一百五十</p>	
<p>第一百五十一条 第一百五十</p>	
<p>第一百五十二条 第一百五十二</p>	
<p>第一百五十三条 第一百五十三</p>	
<p>第一百五十四条 第一百五十四</p>	
<p>第一百五十五条 第一百五十五</p>	
<p>第一百五十六条 第一百五十六</p>	
<p>第一百五十七条 第一百五十七</p>	
<p>第一百五十八条 第一百五十八</p>	
<p>第一百五十九条 第一百五十九</p>	
<p>第一百六十条 第一百六十</p>	
<p>第一百六十一条 第一百六十</p>	
<p>第一百六十ニ条 第一百六十ニ</p>	
<p>第一百六十ニニ条 第一百六十ニニ</p>	
<p>第一百六十ニニニ条 第一百六十ニニニ</p>	

第二部 調停手続
この条約の第二十五条の規定の適用上、調停手続は、次のとおりとする。

第一条

紛争当事国によるこの条約の第二十五条の規定に基づく調停委員会の設置の要請は、他の紛争当事国のための写しを付して事務局に対し書面で行う。事務局は、その旨を直ちに全ての締約国に通報する。

第二条

1 調停委員会は、紛争当事国が別段の合意をしない限り、三人の委員で構成する。各紛争当事国は、それぞれ一人の委員を任命し、これらの委員は、共同で委員長を選任する。

2 一を超える紛争当事国間の紛争については、同一の利害関係を有する紛争当事国は、合意により共同で調停委員会の委員を任命する。

第三条

事務局が第一条に規定する書面による要請を受領した日の後二箇月以内に紛争当事国によるいずれかの委員の任命が行われない場合において、いずれかの紛争当事国の要請があるときは、国際連合事務総長は、引き続き二箇月の期間内に委員を任命する。

第四条

調停委員会の二人目の委員が任命された後二箇月以内に当該調停委員会の委員長が選任されなかつた場合において、いずれかの紛争当事国の要請があるときは、国際連合事務総長は、引き続き二箇月の期間内に委員長を指名する。

第五条

調停委員会は、紛争当事国が友好的な解決を図るため、独立の、かつ、公平な方法で当該紛争当事国を支援する。

第六条

1 調停委員会は、紛争の事情及び迅速な解決の要請を含む紛争当事国が表明する見解を十分に考慮して、自己の適切な方法で調停手続

を行うことができる。調停委員会は、紛争当事国が別段の合意をしない限り、必要に応じてその手続規則を採択することができる。

2 調停委員会は、調停手続の期間中いつでも、紛争解決のための提案又は勧告を行うことができる。

第七条

紛争当事国は、調停委員会と協力する。紛争当事国は、特に、調停委員会の要請に応じて、書面を提出し、証拠を提供し、及び会合に出席するよう努める。紛争当事国及び調停委員会の委員は、当該調停委員会の手続期間中に秘密のものとして入手した情報又は文書の秘密性を保護する義務を負う。

第八条

調停委員会は、委員の過半数による議決で決定を行う。

第九条

紛争が既に解決した場合を除くほか、調停委員会は、完全に設置された日から十二箇月以内に紛争の解決のための勧告を付して報告を行い、紛争当事国は、この報告を誠実に検討する。

第十一条

調停委員会が付託された事案を検討する権限を有するか否かに關する意見の相違については、当該調停委員会が裁定する。

第十二条

本法施行に要する経費は、平成二十七年度一般会計予算(農林水産省所管)中の地方農政局及び北海道農政事務所の移転費、情報処理業務費用及び土地建物借料の合計約二十一億円の中に計上されている。

第十三条

附帯決議

農林水産業・農山漁村の現場が抱える課題が多様化する中、これに迅速かつ的確に対処するためには、現場に即した農林水産行政を推進する体制の整備が喫緊の課題である。

四

よつて政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実現に万全を期すべきである。

一

地域における農林水産業の育成はもとより、農政全般について、現場に伝え、現場から汲み上げ、現場とともに解決する機能を充実・強化するため、農林水産省本省及び地方農政局等において必要な定員を確保し、中長期的視点に立った採用、研修を通じて人材育成を行い、現場と農政を結ぶバランスの良い人員配置を行ふ

五

農林水産省設置法の一部を改正する法律案右は多数をもつて可決すべきものと議決した。

六

よつて要領書を添えて報告する。

審査報告書

農林水産省設置法の一部を改正する法律案右は多数をもつて可決すべきものと議決した。

七

よつて要領書を添えて報告する。

平成二十七年五月二十一日 農林水産委員長 山田 俊男
参議院議長 山崎 正昭殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、農林水産業の成長産業化に向けて、地域における創意工夫を生かした取組を支援するため、農林水産省の所掌事務に係る物資についての輸出に関する事務及び農林水産省の所掌事務に関する事務を地方農政局及び北海道農政事務所の所掌事務に追加するほか、地方農政局及び北海道農政事務所の地域センターを廃止し、農林水産省の所掌事務のより機動的な執行を図ろうとするものであり、おむね妥当な措置と認める。

二、農林水産物等の輸出に関する事務について

は、本省及び地方農政局等が一体となり、関係府省はもとより日本貿易振興機構を始め関係団体との緊密な連携の下、輸出促進が眞に農林水産業・農山漁村の発展に資するよう、強力に推進すること。また、原発事故に伴う輸入規制措置の緩和・撤廃に向けて、諸外国・地域に正確な情報を提供した上で、科学的根拠に立つた対応を引き続き要請すること。

三、東日本大震災の被災地における農林水産業の復旧・復興を迅速かつ着実に進めるため、担当

地方参事官の相談業務等を通じて現地の意向の的確な把握を行い、関係府省が連携した実効ある施策展開につなげること。また、被災地等特別のニーズを有する地域における組織については、特段の配慮をすること。

四、統計調査・食品表示監視等の個別執行業務の外部化・合理化に当たっては、そのレベルの維持向上を旨として実施するとともに、特に、統計調査については政策構築の基礎データの提供という役割的重要性に鑑み、精度の低下を招くことのないよう、専門性の継続に十分留意すること。

五、附帯決議

右決議する。

農林水産省設置法の一部を改正する法律案右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

平成二十七年五月十五日

参議院議長 山崎 正昭殿

衆議院議長 大島 理森

平成二十七年五月二十二日

参議院会議録第二十号

投票者氏名

小野	若松	山本	山口	那津男君	平木	大作君	西田	実仁君	長沢	広明君	魚住裕一郎君	佐々木さやか君	竹谷とし子君	佐々木さやか君	柳田	蓮	荒木	水岡	前川	藤田	白	難波	田中	櫻井	小見山	北澤	大塚	加藤	江田		
次郎君	謙維君	博司君	龍平君	徹徳君	信一君	秀苗君	昌良君	正明君	久武君	義博君	公造君	博崇君	輝彦君	沙織君	真治君	柳澤	杉	河野	吉川	森本	前田	藤末	國義君	久美子君	直紀君	獎二君	洋一君	俊美君	耕平君	敏夫君	哲史君

川田	東横山	横山	山本	矢倉	新妻	谷合	杉	石川	秋野	柳澤	森本	前田	藤末	廣田	西村まさみ君	羽田雄一郎君	那谷屋正義君	津田弥太郎君	芝城	小林	正夫君	尾立	小川	江崎	江田	風間直樹君	源幸君	勝也君	孝君		
龍平君	平木	大作君	山本	山口	那津男君	長沢	西田	西田	西田	柳田	蓮	牧山ひろえ君	前川清成君	藤田幸久君	白	難波直嶋	田中徳永	櫻井小見山	金子洋一君	北澤小西	大塚加藤	江田敏夫君									

猪口	磯崎	石井	赤石	井原	青木	阿達	雅志君	一彦君	雅志君	一彦君	鶴井	輿石	平野	又市	主濱	水野	和田	浜田	中野	山田	松田	行田	アントニオ猪木君	仁比聰平君	市田吉良よし子君	室井小池	柴田藤巻	儀間	光男君	巧君	健史君		
邦子	仁彥君	みどり君	浩郎君	巧君	清美君	阿達	雅志君	一彦君	雅志君	一彦君	柳井	東君	太郎君	了君	賢一君	政宗君	太郎君	正志君	邦子君	太郎君	公太君	邦子君	太郎君	喜史君	嘉隆君	彦君	彦君	彦君	彦君	彦君	彦君	彦君	彦君

岩井	磯崎	石井	赤池	有村	愛知	阿達	雅志君	一彦君	雅志君	一彦君	柳井	谷	荒井	糸数	谷	吉田	中山	江口	山口	井上	紙	倉林	寺田	清水	寺田	典城君	貴之君	勇一君	哲士君	智子君	明子君	哲士君
茂樹君	陽輔君	昌宏君	正弘君	準一君	治子君	誠章君	治郎君	誠章君	治郎君	誠章君	治郎君	慶子君	亮子君	慶子君	亮子君	成文君	克彦君	茂君	孝太郎君	芳生君	辰巳孝太郎君	田村吉田										

三宅	三木	松山	松下	舞立	堀井	橋本	福岡	藤川	野村	中原	中曾根	中泉	中	西田	高野光	世耕	伊達	島尻安伊子君	佐藤古賀友	北村金子原二郎君	岡田太田											
伸吾君	政司君	新平君	昇治君	政人君	資慶君	聖子君	岳君	昌司君	哲郎君	八一君	弘文君	松司君	松司君	松司君	敬三君	弘成君	弘成君															

水落	三厘じゅん子君	丸川	松村	牧野たかお君	堀内	古川	藤井	林	馬場	羽生田	中西	長峯	二之湯	二之湯	高階恵美子君	高橋克法君	柘植高橋	酒井未松	佐藤憲次君	片山さつき君	宇都大家	江島泰正君										
敏栄君	珠代君	祥史君	恒夫君	俊治君	基之君	芳正君	成志君	俊君	芳正君	成志君	芳正君	芳正君	芳正君	芳正君	芳正君	芳正君	芳正君	芳正君	芳正君	芳正君	豊田	豊田	豊田	豊田	豊田	豊田	豊田	豊田	豊田	豊田	豊田	豊田

蓮	柳田	柳井	白	林	白	難波	直嶋	田中	櫻井	小見山	北澤	大塚	江田	溝手森																			
舫君	稔君	井	久	美子君	久	美子君	正行君	徳永	正行君	幸久君	国義君	獎二君	洋一君	俊美君	耕平君	敏夫君	敏夫君	敏夫君	敏夫君	敏夫君	順三君	卓治君	雅史君										

秋野	吉川	柳澤	增子	前田	藤末	白	難波	直嶋	田中	櫻井	小見山	北澤	大塚	江田	江田	江田	江田	江田	江田	宮本	森屋	山崎	山崎	山崎	山崎	山崎	山崎	山崎	山崎	山崎	山崎		
公造君	沙織君	真治君	輝彦君	祐司君	健三君	前田	藤末	廣田	西村まさみ君	那谷屋正義君	津田弥太郎君	芝城	小林	正夫君	正夫君	正夫君	正夫君	正夫君	正夫君	周司君	周司君	力君	健太君	修路君	通宏君	芳生君	吉川ゆうみ君						

官 報 (号 外)

平成二十七年五月二十二日

參議院會議錄第二十号

投票者氏名

荒木	清寛君	石川	河野
魚住裕	一郎君	杉	久武君
佐々木さやか君	竹谷とし子君	谷合	義博君
佐々木さやか君	長沢 広明君	新妻	正明君
竹谷とし子君	西田 實仁君	山本	秀規君
長沢 広明君	平木 大作君	浜田	昌良君
西田 實仁君	山口 那津男君	矢倉	克夫君
平木 大作君	山本 博司君	浜田	香苗君
山口 那津男君	若松 謙維君	横山	徹君
山本 博司君	小野 光男君	川田	龍平君
若松 謙維君	儀間 巧君	東	信一君
小野 光男君	柴田 健史君	清水	秀苗君
儀間 巧君	藤巻 邦彦君	寺田	典城君
柴田 健史君	市田 忠義君	真山	勇一君
藤巻 邦彦君	吉良 よし子君	倉林	智子君
市田 忠義君	アント二才猪木君	井上	哲士君
吉良 よし子君	仁比 聰平君	辰巳孝	明子君
アント二才猪木君	大門 実紀史君	太郎君	芳生君
仁比 聰平君	行田 邦子君	和之君	義行君
大門 実紀史君	山田 正志君	茂君	恭子君
行田 邦子君	和田 和幸君	克彦君	成文君
山田 正志君	水野 政宗君	中山	健治君
和田 和幸君	浜田 中野	江口	亮子君
水野 政宗君	松田 松田	山口	達男君
浜田 中野	山田 太郎君	田中	
松田 松田	太郎君	井上	
山田 太郎君	公太君	辰巳孝	
太郎君	邦子君	太郎君	
公太君		和之君	
邦子君		茂君	
		克彦君	
		中山	
		江口	
		山口	
		田中	
		井上	
		辰巳孝	
		太郎君	
		和之君	
		茂君	
		克彦君	
		中山	
		江口	
		山口	
		田中	
		井上	
		辰巳孝	
		太郎君	
		和之君	
		茂君	
		克彦君	
		中山	
		江口	
		山口	
		田中	
		井上	
		辰巳孝	
		太郎君	
		和之君	
		茂君	
		克彦君	
		中山	
		江口	
		山口	
		田中	
		井上	
		辰巳孝	
		太郎君	
		和之君	
		茂君	
		克彦君	
		中山	
		江口	
		山口	
		田中	
		井上	
		辰巳孝	
		太郎君	
		和之君	
		茂君	
		克彦君	
		中山	
		江口	
		山口	
		田中	
		井上	
		辰巳孝	
		太郎君	
		和之君	
		茂君	
		克彦君	
		中山	
		江口	
		山口	
		田中	
		井上	
		辰巳孝	
		太郎君	
		和之君	
		茂君	
		克彦君	
		中山	
		江口	
		山口	
		田中	
		井上	
		辰巳孝	
		太郎君	
		和之君	
		茂君	
		克彦君	
		中山	
		江口	
		山口	
		田中	
		井上	
		辰巳孝	
		太郎君	
		和之君	
		茂君	
		克彦君	
		中山	
		江口	
		山口	
		田中	
		井上	
		辰巳孝	
		太郎君	
		和之君	
		茂君	
		克彦君	
		中山	
		江口	
		山口	
		田中	
		井上	
		辰巳孝	
		太郎君	
		和之君	
		茂君	
		克彦君	
		中山	
		江口	
		山口	
		田中	
		井上	
		辰巳孝	
		太郎君	
		和之君	
		茂君	
		克彦君	
		中山	
		江口	
		山口	
		田中	
		井上	
		辰巳孝	
		太郎君	
		和之君	
		茂君	
		克彦君	
		中山	
		江口	
		山口	
		田中	
		井上	
		辰巳孝	
		太郎君	
		和之君	
		茂君	
		克彦君	
		中山	
		江口	
		山口	
		田中	
		井上	
		辰巳孝	
		太郎君	
		和之君	
		茂君	
		克彦君	
		中山	
		江口	
		山口	
		田中	
		井上	
		辰巳孝	
		太郎君	
		和之君	
		茂君	
		克彦君	
		中山	
		江口	
		山口	
		田中	
		井上	
		辰巳孝	
		太郎君	
		和之君	
		茂君	
		克彦君	
		中山	
		江口	
		山口	
		田中	
		井上	
		辰巳孝	
		太郎君	
		和之君	
		茂君	
		克彦君	
		中山	
		江口	
		山口	
		田中	
		井上	
		辰巳孝	
		太郎君	
		和之君	
		茂君	
		克彦君	
		中山	
		江口	
		山口	
		田中	
		井上	
		辰巳孝	
		太郎君	
		和之君	
		茂君	
		克彦君	
		中山	
		江口	
		山口	
		田中	
		井上	
		辰巳孝	
		太郎君	
		和之君	
		茂君	
		克彦君	
		中山	
		江口	
		山口	
		田中	
		井上	
		辰巳孝	
		太郎君	
		和之君	
		茂君	
		克彦君	
		中山	
		江口	
		山口	
		田中	
		井上	
		辰巳孝	
		太郎君	
		和之君	
		茂君	
		克彦君	
		中山	
		江口	
		山口	
		田中	
		井上	
		辰巳孝	
		太郎君	
		和之君	
		茂君	
		克彦君	
		中山	
		江口	
		山口	
		田中	
		井上	
		辰巳孝	
		太郎君	
		和之君	
		茂君	
		克彦君	
		中山	
		江口	
		山口	
		田中	
		井上	
		辰巳孝	
		太郎君	
		和之君	
		茂君	
		克彦君	
		中山	
		江口	
		山口	
		田中	
		井上	
		辰巳孝	
		太郎君	
		和之君	
		茂君	
		克彦君	
		中山	
		江口	
		山口	
		田中	
		井上	
		辰巳孝	
		太郎君	
		和之君	
		茂君	
		克彦君	
		中山	
		江口	
		山口	
		田中	
		井上	
		辰巳孝	
		太郎君	
		和之君	
		茂君	
		克彦君	
		中山	
		江口	
		山口	
		田中	
		井上	
		辰巳孝	
		太郎君	
		和之君	
		茂君	
		克彦君	
		中山	
		江口	
		山口	
		田中	
		井上	
		辰巳孝	
		太郎君	
		和之君	
		茂君	
		克彦君	
		中山	
		江口	
		山口	
		田中	
		井上	
		辰巳孝	
		太郎君	
		和之君	
		茂君	
		克彦君	
		中山	
		江口	
		山口	
		田中	
		井上	
		辰巳孝	
		太郎君	
		和之君	
		茂君	
		克彦君	
		中山	
		江口	
		山口	
		田中	
		井上	
		辰巳孝	
		太郎君	
		和之君	
		茂君	
		克彦君	
		中山	
		江口	
		山口	
		田中	
		井上	
		辰巳孝	
		太郎君	
		和之君	
		茂君	
		克彦君	
		中山	
		江口	
		山口	
		田中	
		井上	
		辰巳孝	
		太郎君	
		和之君	
		茂君	
		克彦君	
		中山	
		江口	
		山口	
		田中	
		井上	
		辰巳孝	
		太郎君	
		和之君	
		茂君	
		克彦君	
		中山	
		江口	
		山口	
		田中	
		井上	
		辰巳孝	
		太郎君	
		和之君	
		茂君	
		克彦君	
		中山	
		江口	
		山口	
		田中	
		井上	
		辰巳孝	
		太郎君	
		和之君	
		茂君	
		克彦君	
		中山	
		江口	
		山口	
		田中	
		井上	
		辰巳孝	
		太郎君	
		和之君	
		茂君	
		克彦君	
		中山	
		江口	
		山口	
		田中	
		井上	
		辰巳孝	
		太郎君	
		和之君	
		茂君	
		克彦君	
		中山	
		江口	
		山口	
		田中	
		井上	
		辰巳孝	
		太郎君	
		和之君	
		茂君	
		克彦君	
		中山	
		江口	
		山口	
		田中	
		井上	
		辰巳孝	
		太郎君	
		和之君	
		茂君	
		克彦君	
		中山	
		江口	
		山口	
		田中	
		井上	
		辰巳孝	
		太郎君	
		和之君	
		茂君	
		克彦君	
		中山	
		江口	
		山口	
		田中	
		井上	
		辰巳孝	
		太郎君	
		和之君	
		茂君	
		克彦君	
		中山	
		江口	
		山口	
		田中	
		井上	
		辰巳孝	
		太郎君	
		和之君	
		茂君	
		克彦君	
		中山	
		江口	
		山口	
		田中	
		井上	
		辰巳孝	
		太郎君	
		和之君	
		茂君	

国家公務員等の任命に関する件「食品安全委員会委員（山添康君）、日本銀行政策委員会審議委員（布野幸利君）、運輸審議会委員（松田英三君）及び原子力規制委員会委員（更田豊志君）」

二二九

田英三君)及び	委員会審議委員会	食品安全委員会	愛知
佐藤	高階恵美子君	克法君	赤池
酒井	宏文君	芳文君	有村
島田	庸行君	庸介君	石井
上月	良祐君	昌一君	石井
佐藤	信秋君	信介君	石井
小坂	憲次君	大君	石井
熊谷	木村	義雄君	宇都
岡田	北川	直樹君	江島
大野	イッセイ君	敏志君	磯崎
岡田	さつき君	泰正君	岩井
大家	木村	陽輔君	石田
宇都	義雄君	昌宏君	石田
降虫君	隆史君	陽輔君	石井
潔君	茂樹君	正弘君	石井
		準一君	有村
		治子君	赤池
		誠章君	愛知
		治郎君	佐藤

中原	八一君	二之湯	智君	野村	哲郎君	西田	昌司君
藤川	政人君	堀井	舞立	福岡	資慶君	福岡	岳君
三原	じゅん子君	松下	新平君	丸山	和也君	松山	司政君
水落	敏栄君	森屋	修路君	山田	宏君	山崎	周司君
吉川	ゆうみ君	吉川	太君	若林	健太君	大島	九州男君
山本	一大君	山本	通宏君	江崎	勝也君	小川	直樹君
足立	猛之君	渡辺	芳生君	石橋	源幸君	尾立	元裕君
足立	信也君	有田	通宏君	大野	勝也君	大島	正夫君
芝	斎藤	斎藤	郡司	小林	神本	美恵子君	博一君

長峯	誠君
二之湯	武史君
馬場	羽生田
野上	浩太郎君
堀内	成志君
古川	藤井
牧野	俊治君
丸川	芳正君
三木	基之君
溝手	恒夫君
三宅	祥史君
柳本	たかお君
山下	俊吾君
森	珠代君
吉田	亨君
山田	伸吾君
山本	柳本
渡邊	顯正君
磯崎	三宅
石上	仲代君
江田	伸吾君
大塚	吉田
小川	珠代君
加藤	恵代君
敏	恵代君
金子	五月君
洋一君	俊雄君
北澤	哲史君
小西	雅樹君
洋之君	順三君
櫻井	雄平君
充君	俊男君
樺葉賀津也君	まさこ君
小見山幸治君	卓治君
櫻井	平吉君
充君	吉田

田中	直紀君	徳永	エリ君
直嶋	正行君	難波	獎二君
野田	國義君	林 久美子君	眞勲君
福山	哲郎君	前川 幸久君	清成君
藤田	俊一君	牧山ひろえ君	水岡 俊一君
前川	清成君	安井美沙子君	柳田 稔君
前川	清成君	柳田 稔君	蓮 清寛君
牧山	ひろえ君	柳田 稔君	荒木 魚住裕一郎君
牧山	ひろえ君	柳田 稔君	竹谷 とし子君
藤卷	佐々木さやか君	西田 平木	佐々木さやか君
藤卷	佐々木さやか君	西田 平木	佐々木さやか君
儀間	長沢	西田 平木	佐々木さやか君
儀間	長沢	西田 平木	佐々木さやか君
若松	山口	西田 平木	佐々木さやか君
若松	那津男君	西田 平木	佐々木さやか君
小野	山口	西田 平木	佐々木さやか君
小野	那津男君	西田 平木	佐々木さやか君
柴田	井上	山口	佐々木さやか君
柴田	井上	山口	佐々木さやか君
藤井	田中	井上	佐々木さやか君
藤井	田中	井上	佐々木さやか君
室井	江口	田中	佐々木さやか君
室井	江口	田中	佐々木さやか君
博司	健史君	江口	佐々木さやか君
博司	義行君	健史君	佐々木さやか君
謙維君	茂君	義行君	佐々木さやか君
謙維君	和之君	茂君	佐々木さやか君
恭子君	克彦君	和之君	佐々木さやか君
恭子君	成文君	克彦君	佐々木さやか君
健治君	中西	成文君	佐々木さやか君

平成二十七年五月二十二日

參議院會議錄第二十號 投票者氏名

二八

官 報 (号 外)

平成二十七年五月二十二日

參議院會議錄第二十号

投票者氏名

三木	亨	珠代君	祥史君	牧野たかお君	古川	堀内	丸川	松村	藤井	林	馬場	長峯	高橋	豊田	滝波	柘植	鶴保	高階恵美子君	上月	佐藤	島田	末松	関口	羽生田	中西	祐介君	誠君	二之湯武史君	野上浩太郎君	雅治君	俊治君	芳文君	宏文君	俊郎君	克法君	良祐君	憲次君	泰正君	大君	大君	小坂	熊谷	岡田	大野	大家	衛藤	北川イッセイ君	片山さつき君	通子君	敏志君	晟一君	義雄君	岩城	上野	木村
----	---	-----	-----	--------	----	----	----	----	----	---	----	----	----	----	----	----	----	--------	----	----	----	----	----	-----	----	-----	----	--------	--------	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	----	----	----	----	----	----	----	----	---------	--------	-----	-----	-----	-----	----	----	----

宇都	隆史君	大沼みづほ君	尾辻	秀久君
江島	潔君			
岡田	広君			
金子原二郎君				
岸 宏一君				
北村 経夫君				
小泉 昭男君				
古賀友一郎君				
鴻池 祥肇君				
佐藤 正久君				
島尻安子伊子君				
島村 大君				
島村 世耕 弘成君				
滝沢 求君				
高野光二郎君				
伊達 忠一君				
塚田 敬三君				
一郎君 茂君				
堂故 松司君				
中泉 中曾根弘文君				
西田 中原八一君				
野村 二之湯 智君				
橋本 昌司君				
藤川 堀井 哲郎君				
福岡 長谷川 岳君				
丸山 舞立 巽治君				
松下 新平君	政人君	資麿君	巖君	和也君
松山 政司君				
三原じゅん子君				

森	溝手	三宅	仲吾君
柳本	卓治君	柳本	まさこ君
脇	雄平君	山下	顯正君
渡邊	俊男君	山田	
相原久	順三君	山本	
美樹君	吉田	吉田	博美君
哲史君	石上	脇	雅史君
五月君	俊雄君	雅史	まさこ君
小川	敏夫君	雅史	まさこ君
大塚	耕平君	雅史	まさこ君
大久保	勉君	雅史	まさこ君
加藤	敏幸君	雅史	まさこ君
金子	洋一君	雅史	まさこ君
北澤	俊美君	雅史	まさこ君
小西	洋之君	雅史	まさこ君
小見山	幸治君	雅史	まさこ君
櫻井	充君	雅史	まさこ君
樺葉賀津也君		雅史	まさこ君
田中	直紀君	雅史	まさこ君
徳永	エリ君	雅史	まさこ君
直嶋	正行君	雅史	まさこ君
難波	獎二君	雅史	まさこ君
野田	国義君	雅史	まさこ君
白	眞勲君	雅史	まさこ君
林	久美子君	雅史	まさこ君
福山	哲郎君	雅史	まさこ君
藤田	幸久君	雅史	まさこ君
前川	清成君	雅史	まさこ君
牧山	ひろえ君	雅史	まさこ君
水岡	俊一君	雅史	まさこ君
安井	美沙子君	雅史	まさこ君
柳田	稔君	雅史	まさこ君

吉川	水落	宮本	山崎	森屋	周司君
柳澤	若林	修路君	山田	山本	宏君
森本	足立	猛之君	一太君	一太君	力君
增子	渡辺	信也君	吉川ゆうみ君	吉川ゆうみ君	敏栄君
藤末	有田	芳生君	勝也君	勝也君	周司君
前田	尾立	通宏君	江崎	江崎	吉川ゆうみ君
広田	大島九州男君	石橋	小川	小川	吉川ゆうみ君
羽田雄一郎君	源幸君	大野	大野	大野	吉川ゆうみ君
浜野	芝	元裕君	風間	風間	吉川ゆうみ君
喜史君	小林	直樹君	神本美恵子君	神本美恵子君	吉川ゆうみ君
一君	正夫君	彰君	嘉隆君	嘉隆君	吉川ゆうみ君
祐司君	博一君	郁君	那谷屋正義君	那谷屋正義君	吉川ゆうみ君
輝彦君	長浜	博行君	西村まさみ君	西村まさみ君	吉川ゆうみ君
武志君	羽田雄一郎君	羽田雄一郎君	羽田雄一郎君	羽田雄一郎君	吉川ゆうみ君
真治君	健三君	健三君	喜史君	喜史君	吉川ゆうみ君
光美君	祐司君	祐司君	一君	一君	吉川ゆうみ君
沙織君	吉川ゆうみ君	吉川ゆうみ君	吉川ゆうみ君	吉川ゆうみ君	吉川ゆうみ君

主演	了君	山本	太郎君	公造君
反对者氏名	荒木 糸数 慶子君	山本 東君	二名	博崇君
佐々木さやか君 佐々木さよな君 吉田 福島みづほ君 吉田 荒井 慶子君	忠智君 葬師みちよ君 健治君 和幸君 中西	寅平君 アントニオ猪木君 太郎君 正志君 中野	芳生君 明子君 智子君 哲士君 典城君	久武君
竹谷とし子君 山口那津男君 大作君 実仁君 次郎君	儀間 藤巻 柴田 市田 室井	光男君 巧君 忠義君 吉良よし子君 晃君	貴之君 紙田 寺田 清水 川田	正明君
佐々木さやか君 魚住裕一郎君 長沢 廣明君 山本 西田	若松 山本 山本 山本 小野	謙維君 博司君 大作君 実仁君 次郎君	矢倉 新妻 杉谷 浜田 東横山	秀規君
佐々木さやか君 竹谷とし子君 山口那津男君 大作君 実仁君 次郎君	儀間 藤巻 柴田 市田 室井	光男君 巧君 忠義君 吉良よし子君 晃君	龍平君 香苗君 信一君 徹君	久武君
佐々木さやか君 竹谷とし子君 山口那津男君 大作君 実仁君 次郎君	若松 山本 山本 山本 小野	謙維君 博司君 大作君 実仁君 次郎君	矢倉 新妻 杉谷 浜田 東横山	正明君

国家公務員等の任命に関する件「原子力規制委員会委員・伴信彦君」
賛成者氏名
一五五名

平成二十七年五月二十一日 参議院会議録第二十号 投票者氏名

野上浩太郎君	羽生田俊君	成志君
藤井	芳正君	
松村	基之君	
古川	祥史君	
堀内	俊治君	
丸川	珠代君	
牧野たかお君		
三木	亨君	
三宅	伸吾君	
溝手	顯正君	
柳本	卓治君	
森	まさこ君	
山下	雄平君	
吉田	俊男君	
山田	順三君	
山本	博美君	
脇	雅史君	
渡邊	美樹君	
荒木	清寛君	
魚住裕一郎君		
佐々木さやか君		
竹谷とし子君		
長沢	広明君	
西田	実仁君	
平木	大作君	
小野	那津男君	
若松	謙維君	
山本	博司君	
儀間	光男君	
柴田	巧君	
藤巻	健史君	
室井	邦彦君	
井上	義行君	
松田	公太君	

野村	哲郎君	橋本	福岡
長谷川	岳君	藤川	資麿君
		政人君	巖君
		新平君	昇治君
丸山	和也君	松山	司君
三原	じゅん子君	堀井	
水落	敏栄君	舞立	
宮本	吉川	松下	
森屋	ゆうみ君	山崎	
山田	若林	山本	
森屋	大太君	吉川	
山崎	修路君	山本	
山田	渡辺	山崎	
山本	公造君	山田	
吉川	健太君	山本	
山本	猛之君	吉川	
吉川	博崇君	山崎	
山本	義博君	山田	
吉川	久武君	森屋	
山本	正明君	山本	
吉川	秀規君	吉川	
山本	香苗君	山崎	
吉川	克夫君	山田	
吉川	昌良君	山本	
吉川	久武君	吉川	
吉川	信一君	吉川	
吉川	貴之君	吉川	
吉川	徹君	吉川	
吉川	龍平君	吉川	
吉川	典城君	吉川	
吉川	勇一君	吉川	
吉川	茂君	吉川	
吉川	二才猪木君	吉川	
吉川	太郎君	吉川	
吉川	田中	吉川	

八二名
相原久美子君
石上俊雄君
磯崎哲史君
江田五月君
小川敏夫君
大久保勉君
大塚耕平君
加藤敏幸君
金子洋一君
北澤俊美君
小西洋之君
田中幸治君
小見山洋一君
櫻井充君
榛葉賀津也君
林直紀君
德永エリ君
直嶋正行君
難波国義君
野田眞勲君
前川清成君
牧山ひろえ君
水岡俊一君
安井美沙子君
柳田稔君
市田忠義君
吉良よし子君

二三八名 愛知 愛知
行田 邦子君 聰平君
中西 健治君
渡辺美知太郎君
又市 征治君
山本 了君
輿石 太郎君
東君

関口	昌一君
高階	恵美子君
高橋	克法君
滝波	宏文君
柘植	芳文君
鶴保	庸介君
豊田	俊郎君
中川	雅治君
中西	祐介君
長峯	誠君
二之湯	湯武史君
野上	太郎君
佐野	大輔君
馬場	成志君
古川	芳正君
藤井	基之君
堀内	恒夫君
牧野	たかお君
丸川	俊治君
吉川	珠代君
若林	まさこ君
山本	享君
柳本	まこと君
溝手	雄平君
三宅	卓治君
山下	健太君
山田	俊男君
森	伸吾君
柳	顕正君
丸	一大君
崎	ゆうみ君
小川	芳生君
尾	猛之君
江	信也君
橋	健太君
石橋	通宏君
有田	芳生君
足立	勝也君
渡辺	孝君
健太君	源幸君

伊達	忠一君	高野光二郎君	中曾根弘文君	中曾根弘文君
高野	光二郎君	滝沢	中原八一君	中原八一君
見	求君	武見	西田昌司君	西田昌司君
大久保	堀井	堂故	野村哲郎君	野村哲郎君
敏夫君	長谷川	敬三君	長谷川岳君	長谷川岳君
小川	石上	一郎君	橋本聖子君	橋本聖子君
敏夫君	渡邊	茂君	福岡資麿君	福岡資麿君
哲史君	吉田	和也君	藤川政人君	藤川政人君
哲史君	山本	三原じゅん子君	丸山堯治君	丸山堯治君
哲史君	山崎	水落敏栄君	松下新平君	松下新平君
哲史君	山谷えり子君	宮本敏栄君	周司君	周司君
哲史君	修路君	山田宏君	山田宏君	山田宏君
哲史君	渡邊	順三君	山崎	山崎
哲史君	吉田	力君	山谷えり子君	山谷えり子君
哲史君	相原久美子君	脇博美君	水落敏栄君	水落敏栄君
哲史君	五月君	雅史君	宮本敏栄君	宮本敏栄君
敏夫君	石上	美樹君	山崎	山崎
敏夫君	磯崎	順三君	山谷えり子君	山谷えり子君
敏夫君	江田	力君	修路君	修路君
敏夫君	小川	脇	渡邊	渡邊

官 報 (号 外)

平成二十七年五月二十一日

參議院會議錄第二十號 投票者氏名

投票者氏名

大島	九州男君	大野	元裕君	神本	恵子君
風間	直樹君	郡司	彰君	芝	博一君
田城	郁君	小林	正夫君	斎藤	嘉隆君
津田	弥太郎君	那谷屋	正義君	那谷屋	正義君
長浜	博行君	西村	まさみ君	西村	まさみ君
広田	一君	藤末	健三君	藤末	健三君
羽田	雄一郎君	藤本	祐司君	羽田	雄一郎君
浜野	喜史君	前田	武志君	浜野	喜史君
博行君	一君	増子	輝彦君	柳澤	光美君
西村	まさみ君	森本	真治君	吉川	沙織君
那谷屋	正義君	谷合	公造君	河野	博崇君
那谷屋	正義君	新妻	久武君	石川	義博君
西村	まさみ君	矢倉	正明君	杉	秀規君
那谷屋	正義君	山本	克夫君	柳澤	光美君
那谷屋	正義君	横山	信一君	吉川	沙織君
那谷屋	正義君	浜田	昌良君	河野	博崇君
那谷屋	正義君	川田	龍平君	石川	義博君
那谷屋	正義君	寺田	貴之君	杉	秀規君
那谷屋	正義君	真山	典城君	柳澤	光美君
那谷屋	正義君		勇一君	吉川	沙織君

大塚	加藤	耕平君
金子	敏幸君	
北澤	洋一君	
田中	直紀君	
德永	エリ君	
直嶋	正行君	
難波	獎二君	
野田	国義君	
小見山	幸治君	
櫻井	充君	
樺葉賀津也君		
林 久美子君		
福山 哲郎君		
藤田 幸久君		
白 真熏君		
前川 清成君		
牧山ひろえ君		
柳田 稔君		
蓮 艶君		
荒木 清寛君		
水岡 俊一君		
安井美沙子君		
長沢 広明君		
魚住裕一郎君		
佐々木さやか君		
竹谷とし子君		
山口那津男君		
西田 寒仁君		
山本 博司君		
若松 謙維君		
平木 大作君		
小野 次郎君		
儀間 光男君		
柴田 巧君		
藤巻 邦彦君		

日程第二 農林水產省設置
律案(內閣提出、衆議院送付
贊成者氏名

反对者氏名

○名

岡田	片山さつき君	北川イッセイ君	木村	大君	熊谷	上月	佐藤	信秋君	大君	義雄君	北川イッセイ君	木村	直樹君
山田	修路君	宏君	周司君	力君	森屋	宮本	水落	松下	舞立	堀井	藤川	中川	長峯
					丸山	三原じゅん子君	新平君	政司君	嚴君	羽生田	馬場	野上浩太郎君	二之湯武史君
									成志君	俊君	豊田	鶴保	柘植
									資麿君	雅治君	高階	惠美子君	克法君
										宏文君	庸行君	昌一君	信介君
										滝波	島田	三郎君	未松
										柘植	酒井	佐藤	閑口
										芳文君	庸行君	良祐君	信秋君
										高橋	島田	木村	北川イッセイ君
										克法君	酒井	山崎	岡田

岡田	金子原二郎君	岸	廣君
北村	経夫君	宏一君	岸
小泉	昭男君	佐藤	正久君
古賀友一郎君	祥鑑君	島尻	安伊子君
島村	大君	島	佐藤
世耕	弘成君	佐達	忠一君
伊達	塙田	高野光二郎君	高野光二郎君
堂故	一郎君	滝沢	求君
中泉	松司君	武見	敬三君
中曾根弘文君	中原	茂君	中原
長谷川	八一君	二之湯	智君
橋本	西田	西田	昌司君
藤井	野村	野村	哲郎君
古川	堀内	牧野	恒夫君
俊治君	恒夫君	聖子君	基之君
祥史君	たかお君	碩君	たかお君
丸川	珠代君	伸吾君	享君
森	まさこ君	まさこ君	まさこ君
柳本	雄平君	卓治君	田山
山下	俊男君		

山谷えり子君	山本順三君	脇雅史君
渡邊美樹君	吉田博美君	
相原久美子君		
石上俊雄君		
磯崎哲史君		
江田五月君		
小川敏夫君		
大久保勉君		
大塚耕平君		
加藤敏幸君		
金子洋一君		
北澤俊美君		
小西洋之君		
小見山幸治君		
櫻井充君		
樺葉賀津也君		
田中徳永正行君		
田中直嶋		
難波獎二君		
野田國義君		
白真勲君		
林久美子君		
福山哲郎君		
藤田直紀君		
前川エリ君		
牧山喜久君		
水岡清成君		
安井俊一君		
柳田美沙子君		
蓮佐々木さやか君		
荒木竹谷とじ子君		

山本	吉川	ゆうみ君	太一君
若林	健太君	渡辺	猛之君
谷合	通宏君	有田	芳生君
杉	江崎	石橋	信也君
河野	小川	尾立	源幸君
石川	大島九州男君	大野	元裕君
秋野	尾立	風間	直樹君
吉川	郡司	神本美恵子君	孝君
柳澤	小林	彦藤	彰君
森本	斎藤	芝	博一君
増子	城	田城	正夫君
前田	那谷屋	嘉隆君	郁君
藤末	長浜	津田弥太郎君	博行君
広田	西村まさみ君	羽田雄一郎君	正義君
浜野	那谷屋	喜史君	喜史君
喜史君	喜史君	一君	一君
祐司	祐司	健三君	健三君
武志君	輝彦君	祐司	祐司
真治君	沙織君	健三君	健三君
公造君	光美君	祐司	祐司
博崇君	義博君	祐司	祐司
久武君	正明君	祐司	祐司

官 報 (号 外)

平成二十七年五月二十二日

參議院會議錄第二十號 投票者氏名

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

反対者氏名

井上 紙 倉林 田村 明子君 哲士君
辰巳 孝太郎君 智子君 智子君
山下 芳生君 智子君
又市 征治君
糸数 慶子君

長沢	西田	平木	大作君	廣明君
山口	那津男君	山本	博司君	
若松	小野	藤巻	謙維君	
儀間	柴田	次郎君	光男君	
井上	室井	巧君	邦彥君	健史君
田中	山口	義行君	茂君	
江口	中山	和之君	克彦君	
松沢	中山	恭子君	成文君	
中西	中西	健治君		
薬師寺みちよ君				
達男君	了君	太郎君	山本	平野

市田 忠義君
吉良 よし子君
小池 晃君
大門 寒紀史君
仁比 聰平君
福島 みづほ君
吉田 忠智君

発行所
二東京都一元番地五
獨立行政法人虎ノ門二丁目
國立印局